

# 建設業を巡る今後の方向性について

---

令和5年3月  
不動産・建設経済局

## 1. 公共事業関係費 2

令和5年度概算要求等

## 2. 働き方改革等の推進 7

適正な工期、施工時期平準化

## 3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組 25

設計労務単価、業界団体の動き、CCUS

## 4. 適正な請負代金 43

資材高騰の価格転嫁、ダンピング対策

## 5. 生産性の向上 49

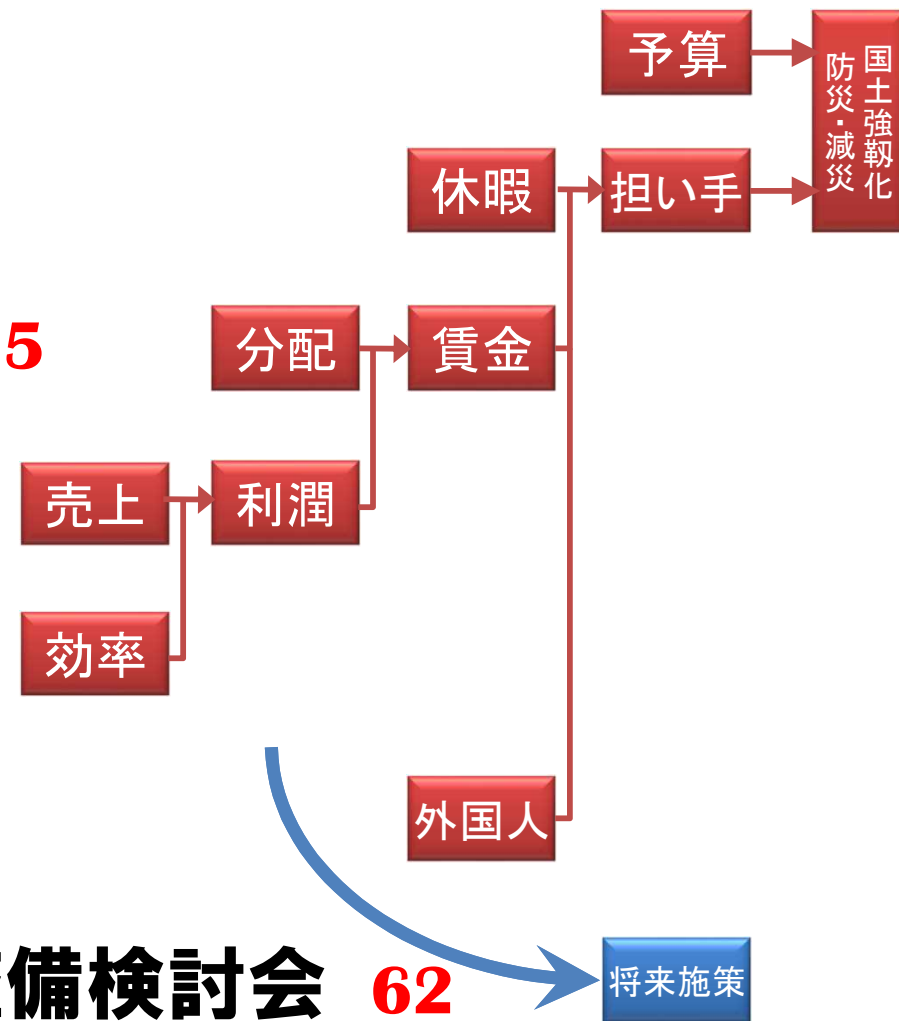
(i-Con、DX)、技術者制度の見直し

## 6. 外国人材の受入れ 57

外国人受入れ状況、特定技能制度の見直し

## 7. 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 62

建設業を取り巻く課題、とりまとめの概要案

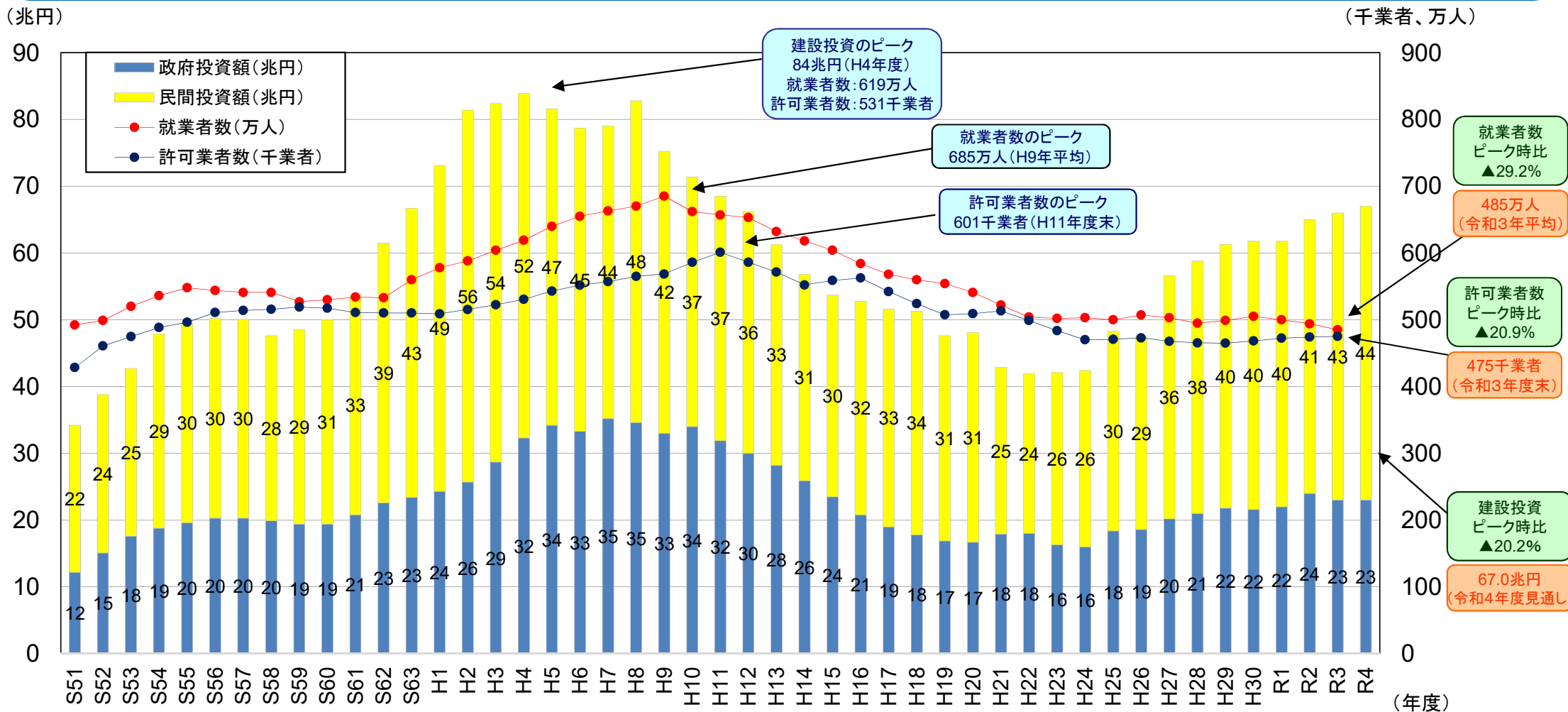


# 1. 公共事業関係費

---

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和4年度は約67兆円となる見通し（ピーク時から約20%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



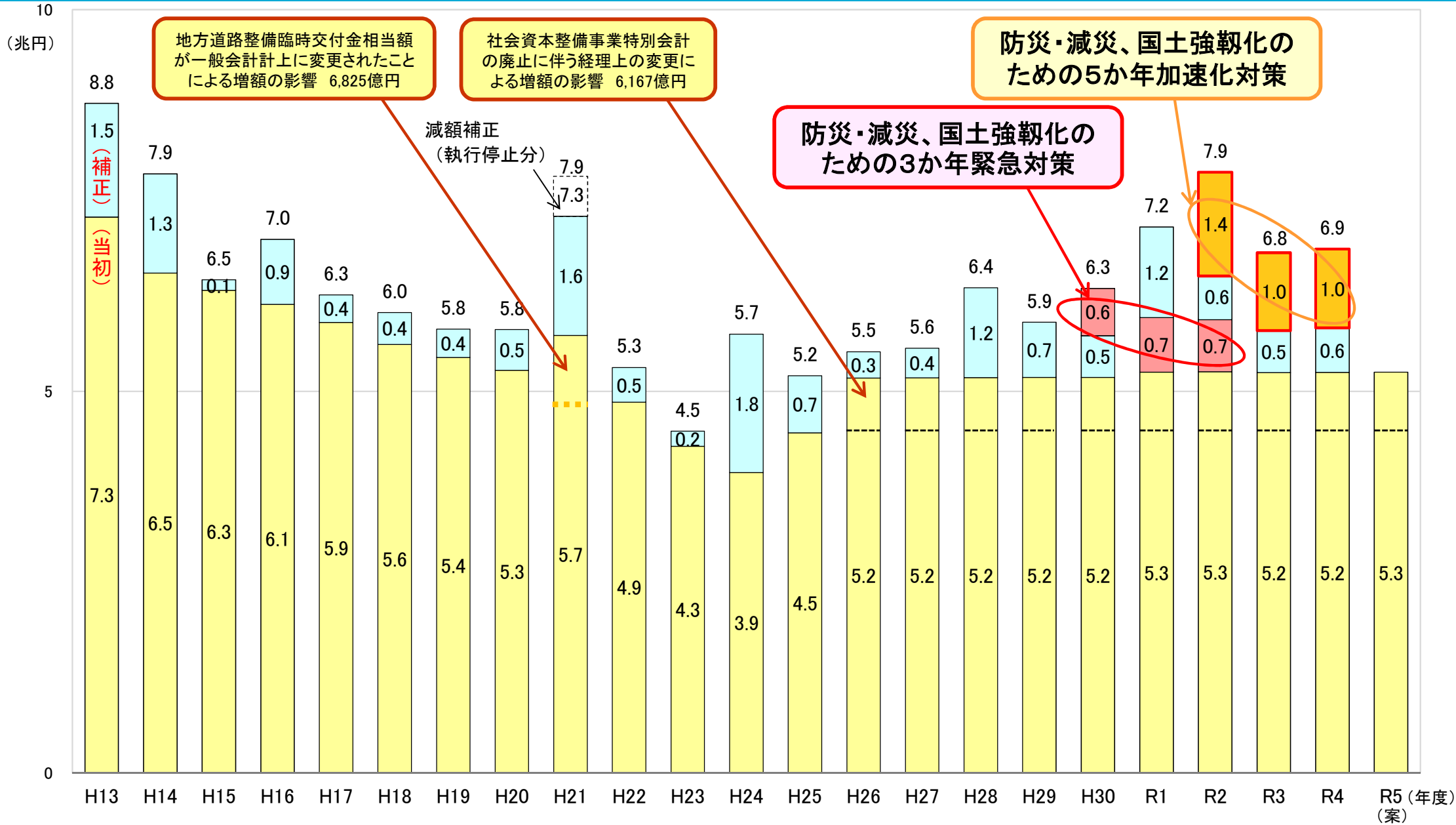
出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和元年度(2019年度)まで実績、令和2年度(2020年度)・令和3年度(2021年度)は見込み、令和4年度(2022年度)は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

# 公共事業関係費(国土交通省関係)の推移



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。  
 ※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。  
 ※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1年目、2年目及び3年目は、それぞれ令和2年度、令和3年度及び令和4年度の補正予算により措置されている。  
 ※ 令和3年度予算額(5兆2,458億円)は、デジタル庁一括計上分129億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、5兆2,587億円である。

## 《令和5年度国土交通省関係予算》

### 1. 国費総額

**(1) 一般会計** **5兆8,714億円(1.00倍)**

**公共事業関係費**

5兆2,502億円(1.00倍)

○一般公共事業費

5兆1,931億円(1.00倍)

○災害復旧等

572億円(1.01倍)

**非公共事業**

6,211億円(1.03倍)

○その他施設費

467億円(1.09倍)

○行政経費

5,744億円(1.03倍)

**(2) 東日本大震災復興特別会計** **401億円(1.06倍)**

**2. 財政投融资** **2兆3,275億円(1.40倍)**

(参考)財投機関債総額 2兆7,472億円(0.99倍)

## 《5か年加速化対策(加速化・深化分)の進捗状況》

【令和4年11月時点の集計】

| 区分                                   | 事業規模の用途<br>〈閣議決定時〉                  | <1年目><br>令和2年度第3次補正等 |                      | <2年目><br>令和3年度補正等 |                      | <3年目><br>令和4年度第2次補正 |                      | 累 計                          |
|--------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|----------------------|-------------------|----------------------|---------------------|----------------------|------------------------------|
|                                      |                                     | 事業規模                 | うち国費<br>[うち公共]       | 事業規模              | うち国費<br>[うち公共]       | 事業規模                | うち国費<br>[うち公共]       |                              |
| 防災・減災、国土強靱化のための<br>5か年加速化対策（加速化・深化分） | おおむね<br>15兆円程度<br>（うち国費は<br>7兆円台半ば） | 約4.16兆円              | 約1.97兆円<br>[約1.65兆円] | 約3.02兆円           | 約1.52兆円<br>[約1.25兆円] | 約2.37兆円             | 約1.53兆円<br>[約1.25兆円] | 事業規模 約9.6兆円<br>（うち国費 約5.0兆円） |
| 1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策            | おおむね<br>12.3兆円程度                    | 約3.46兆円              | 約1.54兆円              | 約2.45兆円           | 約1.15兆円              | 約1.79兆円             | 約1.14兆円              | 事業規模 約7.7兆円                  |
| 2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策           | おおむね<br>2.7兆円程度                     | 約0.68兆円              | 約0.40兆円              | 約0.50兆円           | 約0.30兆円              | 約0.47兆円             | 約0.29兆円              | 事業規模 約1.6兆円                  |
| 3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進    | おおむね<br>0.2兆円程度                     | 約0.03兆円              | 約0.03兆円              | 約0.07兆円           | 約0.07兆円              | 約0.10兆円             | 約0.10兆円              | 事業規模 約0.2兆円                  |

(注1) 事業規模には財政投融资によるものも含まれる。

(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

出典：内閣官房 国土強靱化推進室

「令和4年度国土強靱化関係の第2次補正予算案の概要」

## 《経済財政運営と改革の基本方針2022》 ※令和4年6月7日閣議決定

### 第3章 内外の環境変化への対応

#### 2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

##### （防災・減災、国土強靱化）

切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。

また、国土強靱化基本法の施行から10年目を迎える中、これまでの成果や経験をいかし、「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことの重要性等も勘案して、次期「国土強靱化基本計画」に反映する。6

## 2. 働き方改革等の推進

---



# 建設業就業者の現状

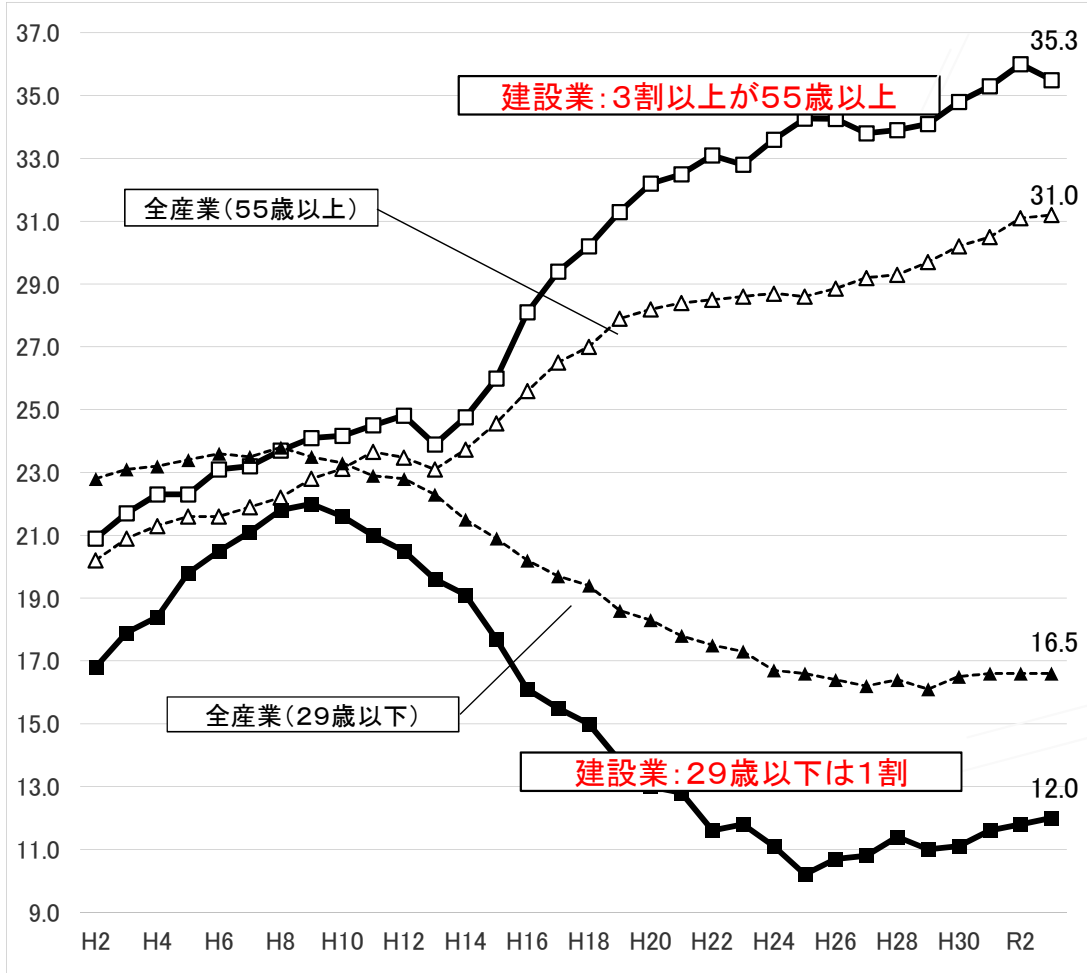
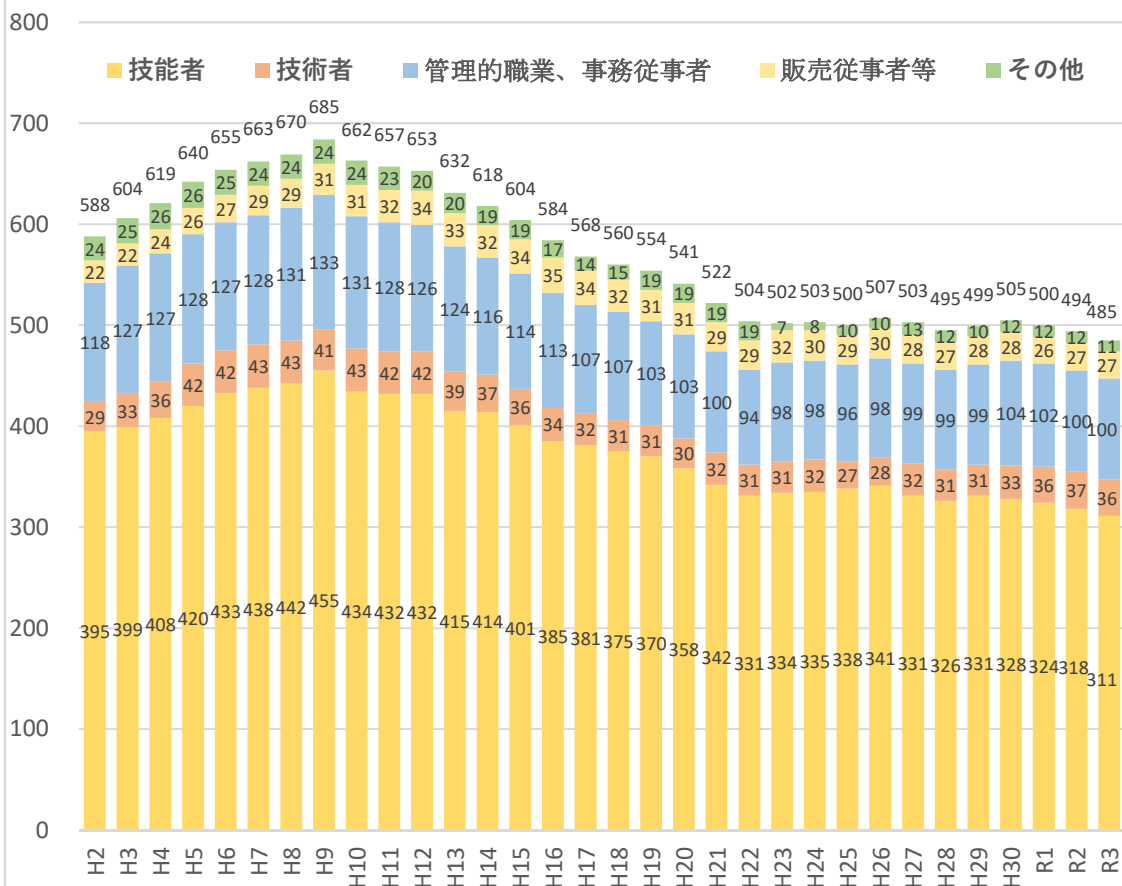
## 技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 485万人(R3)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 36万人(R3)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 311万人(R3)

## 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.3%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少(29歳以下は増減なし)。

### 建設業における職業別就業者数の推移



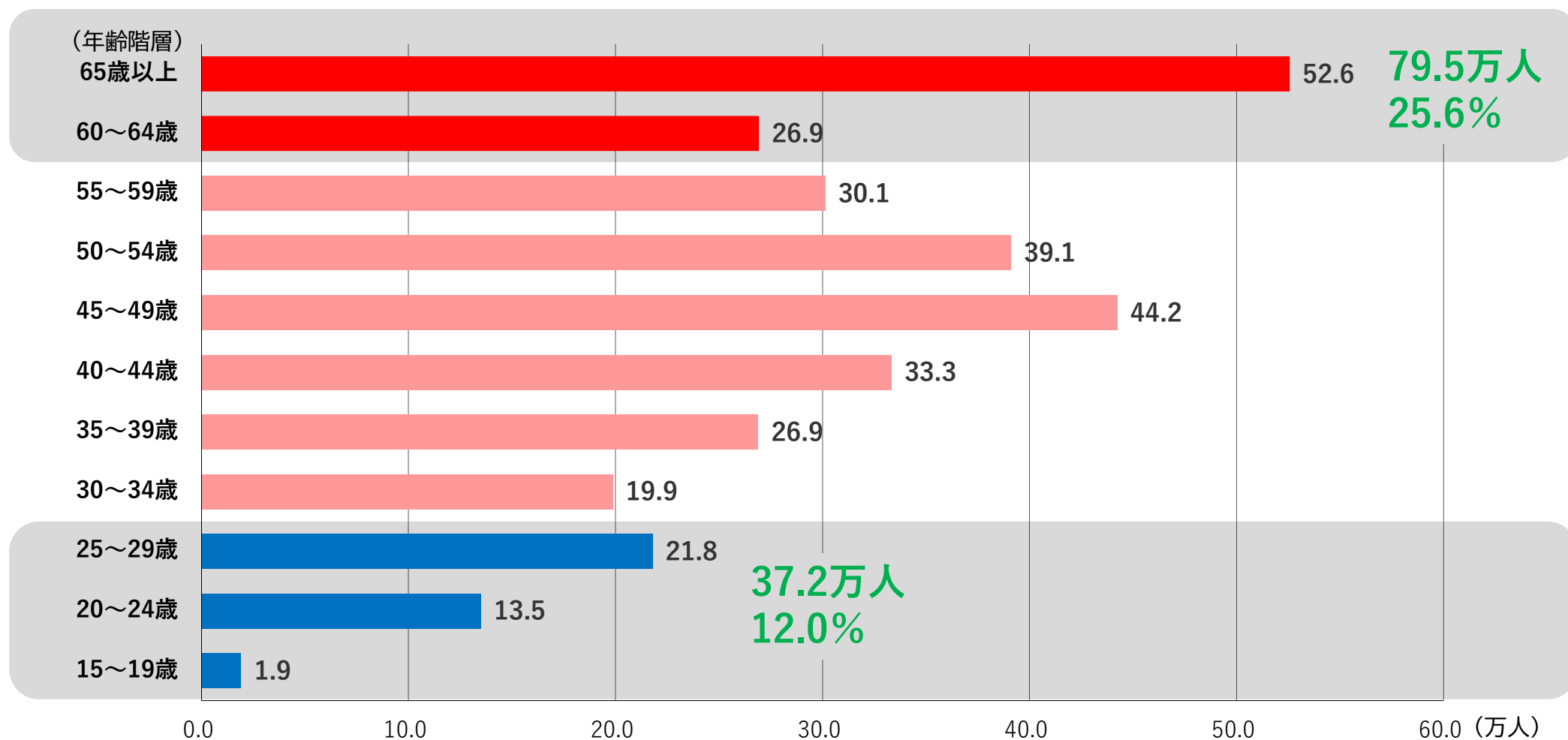
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

# 建設技能者数（年齢階層別）

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1（25.6%）を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要

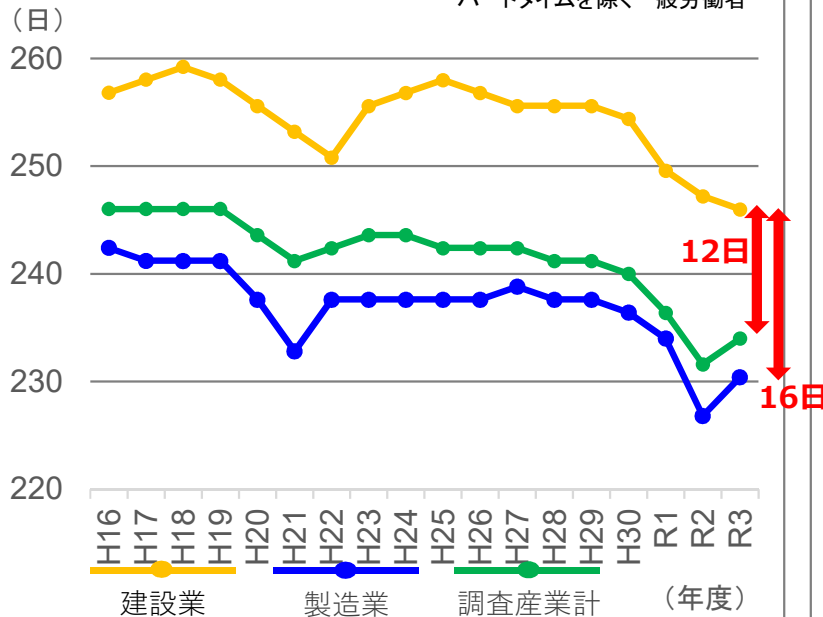


出所：総務省「労働力調査」（令和3年平均）をもとに国土交通省で推計

# 建設産業における働き方の現状

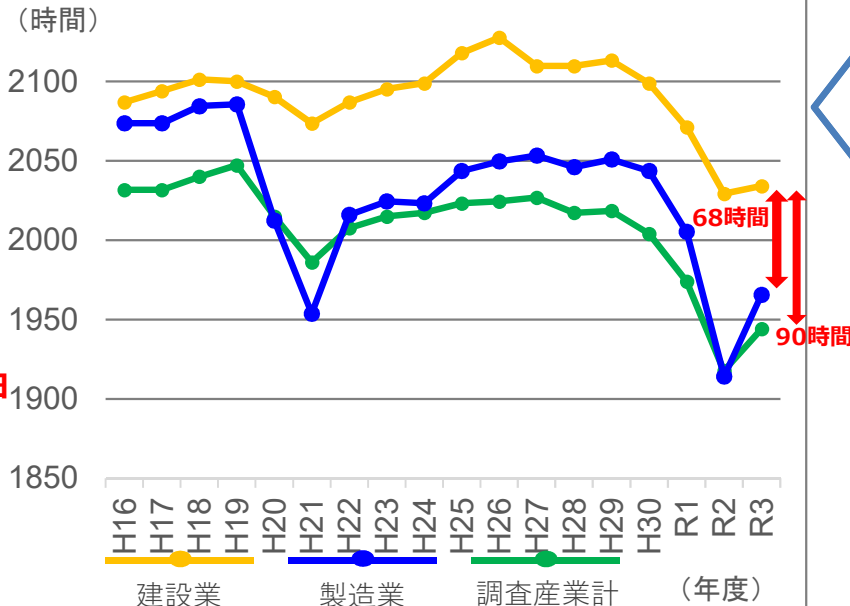
## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



## 産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者

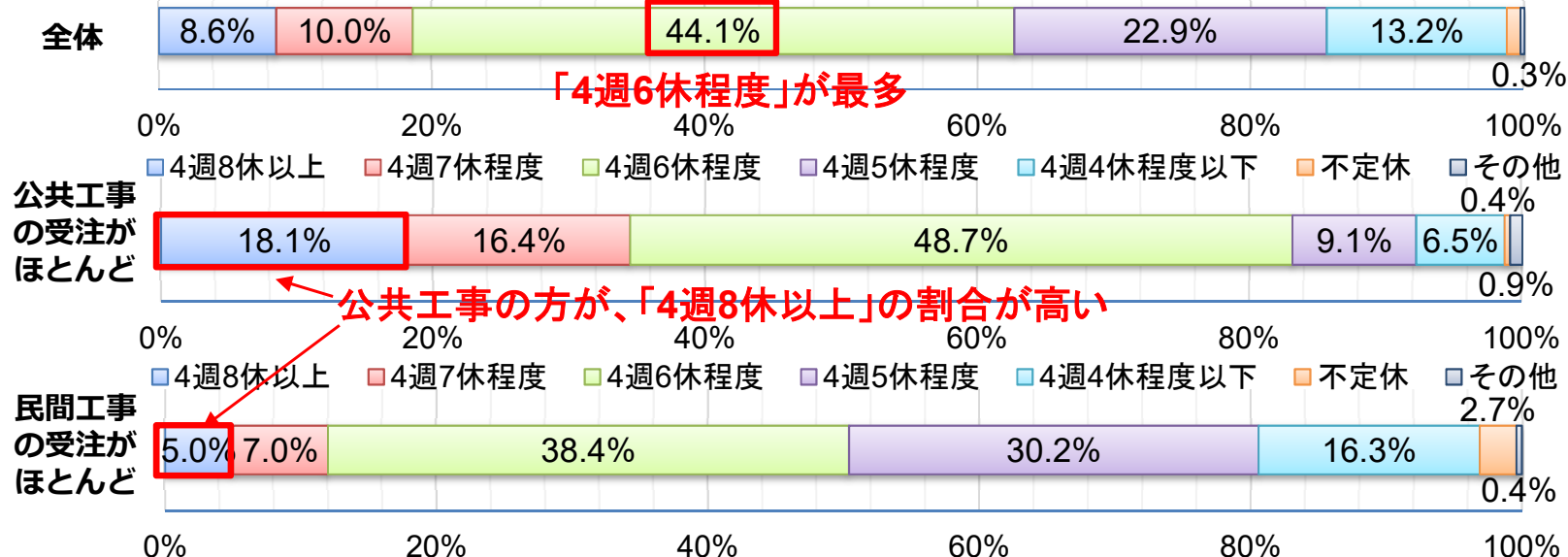


年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況

■4週8休以上 ■4週7休程度 ■4週6休程度 ■4週5休程度 ■4週4休程度以下 ■不定休 ■その他



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用  
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)  
**罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の  
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
  - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
    - ③ 年 720時間(月平均60時間)
      - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
        - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
        - ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
        - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

# 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

## 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施**

## 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

## 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※> ※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

|  |  |  |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）</li> <li>・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）</li> <li>・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）</li> </ul> </li> <li>○受注者（下請含む）の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者・受注者の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術の活用等による生産性向上</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者の責務                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>・災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul> </li> <li>○調査・設計の品質確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|--|

### 働き方改革の推進

### 生産性向上への取組

### 災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

|  |   |   |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○工期の適正化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）</li> <li>・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> </li> <li>○現場の処遇改善                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入を許可要件化</li> <li>・下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術者に関する規制の合理化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における建設業者団体の責務の追加                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> </li> <li>○持続可能な事業環境の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備</li> </ul> </li> </ul> |
|--|---|---|

## 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>



# 適正な工期設定

- 令和元年の公共工事品確法・建設業法・入札契約適正化法一体改正を踏まえ、中央建設業審議会において、「**工期に関する基準**」を作成・勧告（令和2年7月）。
- **直轄工事に加え、地方公共団体発注工事においても**、「工期に関する基準」を踏まえ、**週休2日の確保等を考慮**するとともに、その場合に必要となる**労務費等を請負代金に適切に反映すること等について要請等を実施**。
- **民間工事についても**、「工期に関する基準」作成時に、適正な工期が設定されるよう、**関係省庁等を通じて働きかけを実施**。

## 工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

- 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準。

### 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

#### ・週休2日の確保

（前略）建設業に携わる全ての人にとって建設業をより魅力的なものとしていくためには、他産業と同じように、**建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保**できるようにしていくことが重要である。

## 公共工事に関する取組

- **直轄工事では週休2日工事、週休2日交代制モデル工事を順次拡大**。  
国交省直轄工事では令和5年度には**原則として全ての工事**で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。
- 地方公共団体に対し、適正な工期の設定に努めることや、週休2日の確保等を考慮するとともに、必要となる労務費や現場管理費等を請負代金に適切に反映すること等について要請。
- 週休2日工事を実施している地方公共団体数は着実に増加し、**全ての都道府県・政令市（計67団体）で実施**（R4年4月公表）。

## 民間工事に関する取組

- 厚生労働省主催の会議や経団連での講演、民間発注者に対するモニタリング調査等、**様々な機会を通じて、適正な工期設定や週休2日の確保について働きかけを実施**。
- **民間工事における工期設定の状況や週休2日の確保の状況等について実態調査を実施**。また、好事例集の公表等を通じて、周知・啓発を実施。

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

## 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与
  - (ii) 一品受注生産
  - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
  - (ii) 公共工事における考え方
  - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

## 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間  
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約  
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、  
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに  
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、  
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、  
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

## 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

## 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
  - (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原形復旧条件

## 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

## 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応  
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定  
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し  
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

## 直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ①週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ②月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
  - ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
  - ・工期設定の指針等を見直し
  - ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
  - ・新たな経費補正措置の立案を検討
  - ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

|                | H28年度        | H29年度            | H30年度            | R1年度             | R2年度             | R3年度             |
|----------------|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 公告件数<br>(取組件数) | 824<br>(165) | 3,841<br>(1,106) | 6,091<br>(2,745) | 7,780<br>(4,450) | 7,746<br>(6,853) | 7,492<br>(7,300) |
| 実施率            | 20.0%        | 28.7%            | 45.0%            | 57.1%            | 88.5%            | 97.4%            |

※令和4年3月末時点  
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）  
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

## 地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した**適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請**

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において**各地方公共団体に対して直接働きかけ**
- ・**市町村議会に対する働きかけ**

## 民間発注者 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・**適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等**による周知
- ・**地域経済団体(商工会議所等)**へ働きかけ(予定)

## 建設業団体 周知・注意喚起

### 幅広い周知の実施

- ・**労基法に対する懸念点等**についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・**週休2日に向けた取組の好事例集**の作成、周知

### <会議体や説明会を通じた周知> 【厚労省と連携】

- ・**都道府県労働局主催の協議会**※で働きかけ
- ・**労働基準監督署での説明会**で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

### <モニタリング調査による周知・注意喚起>

#### 【厚労省と連携】

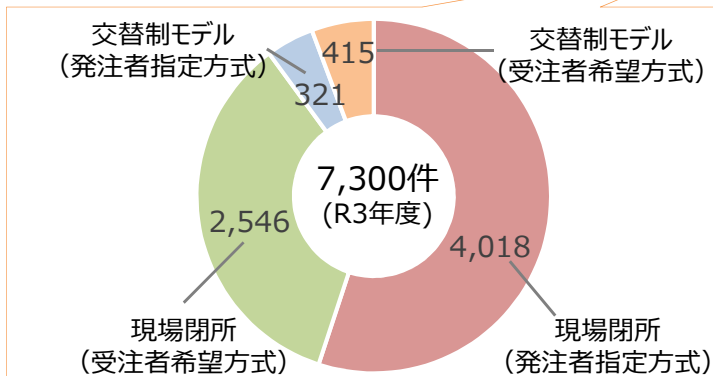
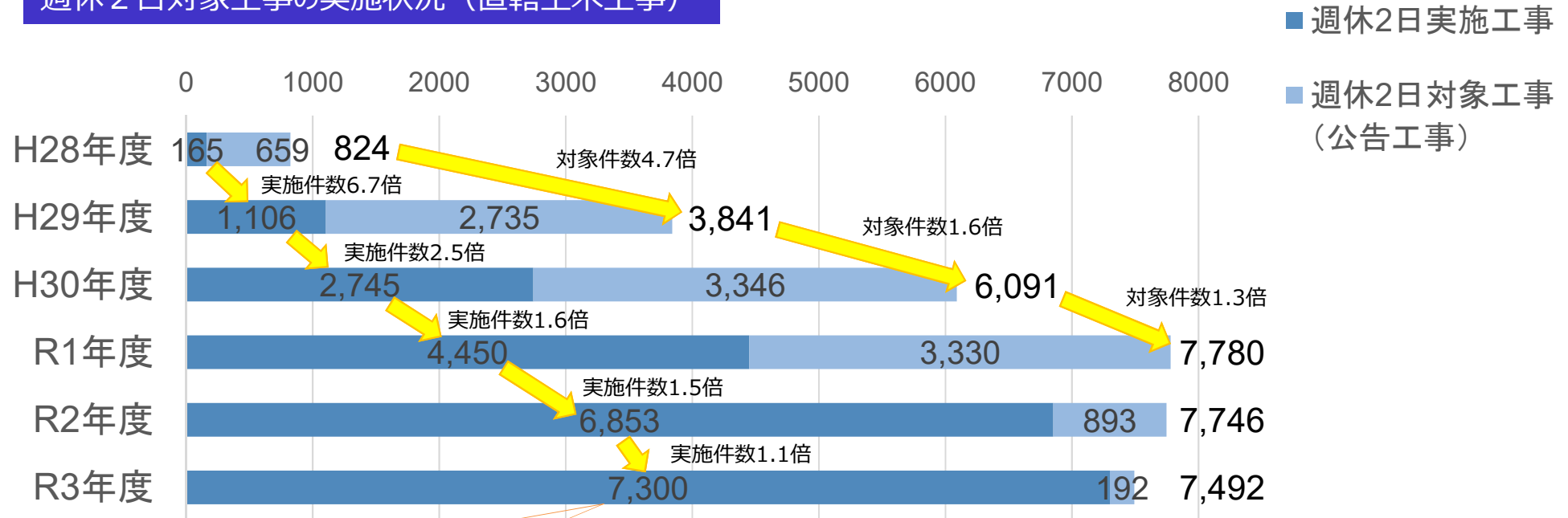
- ・調査対象：発注者・元請業者



# 直轄工事における週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

## 週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



|                | H28年度        | H29年度            | H30年度            | R1年度             | R2年度             | R3年度             |
|----------------|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 公告件数<br>(取組件数) | 824<br>(165) | 3,841<br>(1,106) | 6,091<br>(2,745) | 7,780<br>(4,450) | 7,746<br>(6,853) | 7,492<br>(7,300) |
| 実施率            | 20.0%        | 28.7%            | 45.0%            | 57.1%            | 88.5%            | 97.4%            |

※令和4年3月末時点  
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）  
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

# 直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)

現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

## 施策パッケージ

- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**  
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**  
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**  
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**  
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

※併せて、直轄事務所と労働基準監督署との連絡調整の強化

# 工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】

発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

## ＜工期への反映イメージ＞

| 工種     | 単位             | 数量     | 施工計画 |    |    |    |    |    |     |     |     |     |  |
|--------|----------------|--------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|--|
|        |                |        | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | ... |  |
| 準備     | 式              | 1      | ■    |    | ■  | ■  | ■  |    |     | ■   |     |     |  |
| 道路土工   | m <sup>2</sup> | 10,000 |      | ■  | ■  | ■  | ■  |    |     | ■   |     |     |  |
| 排水構造物工 | m              | 500    |      | ■  | ■  | ■  | ■  |    |     | ■   |     |     |  |
| 舗装工    | m <sup>2</sup> | 5,000  |      |    | ■  | ■  | ■  |    |     | ■   |     |     |  |
| 付帯施設工  | 式              | 1      |      |    | ■  | ■  | ■  |    |     | ■   |     |     |  |
| 区画線工   | 式              | 1      |      |    | ■  | ■  | ■  |    |     | ■   |     |     |  |
| 後片付け   | 式              | 1      |      |    | ■  | ■  | ■  |    |     | ■   |     | ■   |  |

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

## ＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

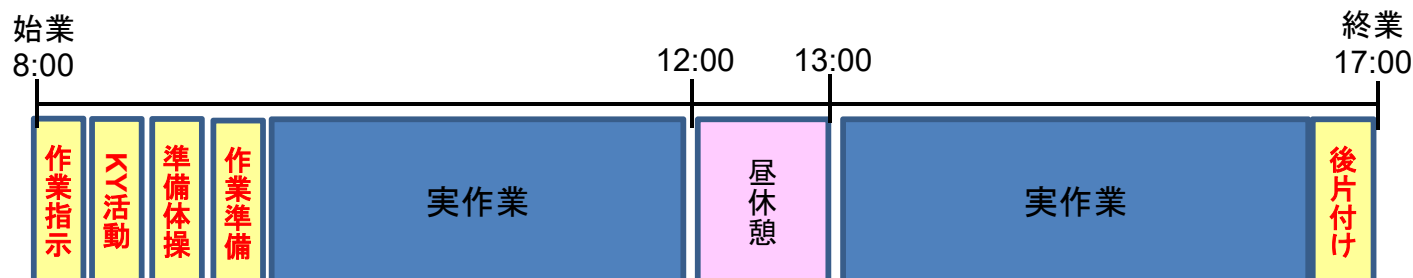
・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。 雨休率：78%→89%

# 時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

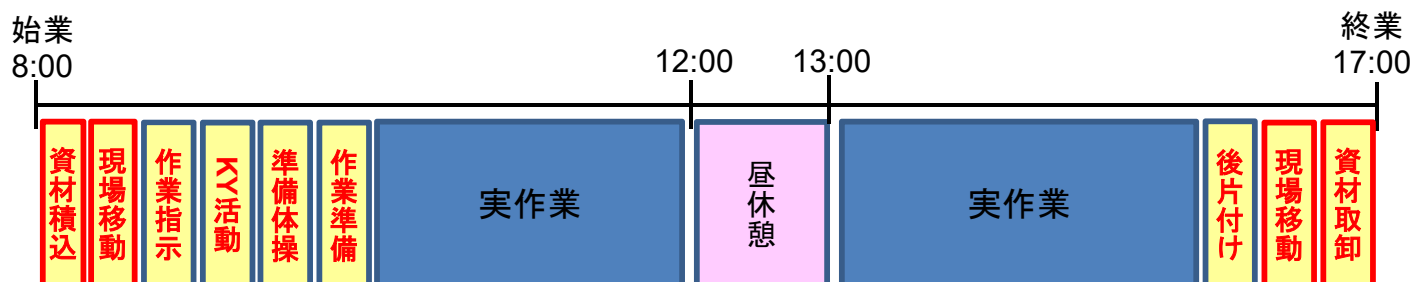
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。  
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。  
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

## ■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。  
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。  
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

## ■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。  
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

# 工事積算における熱中症対策の充実

- 国土交通省直轄工事における積算では、従来より、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上しているほか、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正※<sup>1</sup>を行ってきたところ。
- 今般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう「工期設定指針」を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認された場合には、適切に工期変更を行うほか、その工期延長日数に応じて「工期延長に伴う増加費用の積算」で対応するよう、運用を改良。

## ■ 猛暑日を考慮した工期設定

新たに、猛暑日日数（年毎のWBGT値31以上の時間を日数換算し、5か年平均したもの）を雨休率に加味し、工程（官積算）を設定。

$$\text{工期} = \text{実働日数} \times (1 + \text{雨休率}) + \text{準備期間} + \text{後片付け期間} + \text{その他作業不能日}$$

実働日数：  
毎年度設定される歩掛の「作業日当たり標準作業量」から当該工事の  
数量を施工するのに必要な日数を算出

$$\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$$

$$\text{天候等による作業不能日} = \text{降雨・降雪日日数} + \text{猛暑日日数}$$

$$\text{猛暑日日数} = \text{年毎のWBGT値31以上の時間} \times \text{※}^3 \text{を日数換算し、平均した値（対象：5か年）}$$

※<sup>3</sup>：8時～17時の間のデータを対象とする。

⇒ WBGT値31以上の時間は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている最寄りの観測データ（8～17時を対象）を活用

## ■ 工期延長等に伴う増加費用の積算 ※<sup>2</sup>

工程（官積算）で見込んでいる猛暑日日数等を特記仕様書で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算。

### 特記仕様書記載イメージ

「第〇条 工期」

1. 工期は、雨天、休日等181日間を見込み、契約の翌日から令和〇年〇月〇日までとする。  
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。  
工期には、施工に必要な実働日数以外に以下の事項を見込んでいる。

|  |      |
|--|------|
| 準備期間   | 40日間 |
| 後片付け期間   | 20日間 |
| 雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数<br>雨休率 = (休日数 + 天候等による作業不能日) / 実働日数 | 0.89 |
| その他の作業不能日 (〇〇のため) (Rx.x.x～Rx.x.x)                                | 〇日間  |

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：12日間  
(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（20xx年～20xx年）の気象庁（〇〇観測所）及び環境省（〇〇地点）のデータより年間の平均発生日数を算出

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が**工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し**、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

※<sup>1</sup> 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の改定により、屋外作業ではマスク着用が不要とされたことから、真夏日を「日最高気温 2 8℃以上」としてきた暫定的な運用を、令和5年度より「日最高気温 3 0℃以上」に戻す予定。

※<sup>2</sup> 「工期の延長に伴う増加費用の積算」は間接工事費（共通仮設費（率分）、現場管理費（率分））で対応するものであり、直接工事費での対応については、必要性や実現可能性を含め、令和5年度も引き続き検討。

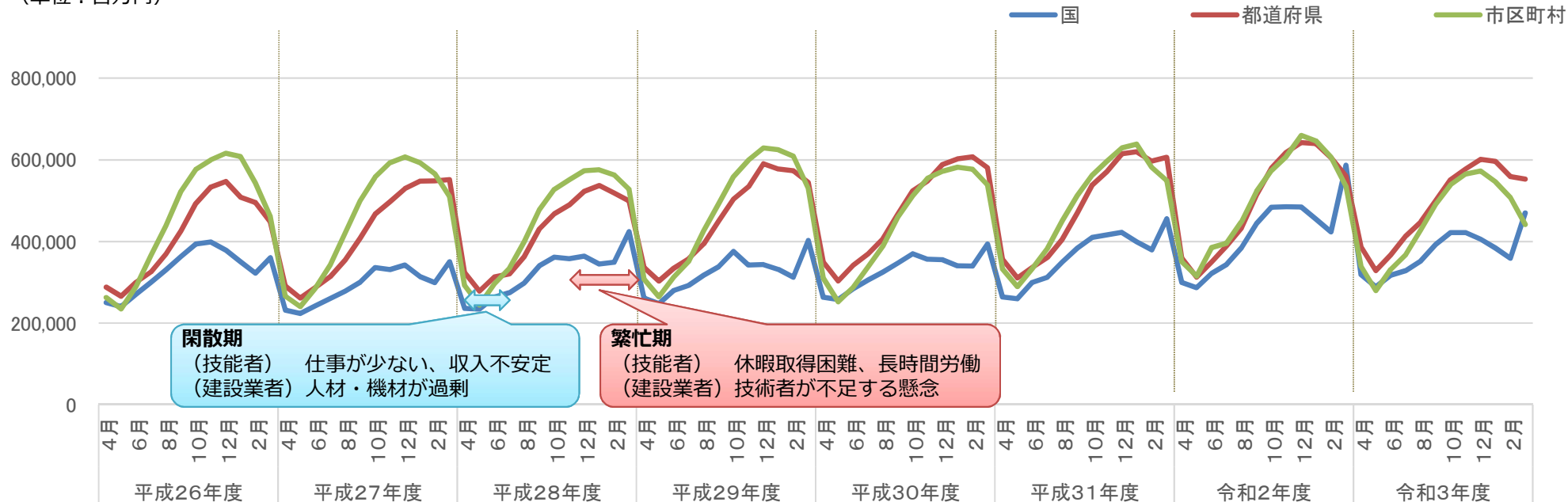


# 施工時期の平準化の必要性

- 公共工事では、年度内の時期によって工事の繁閑に大きな差が生じるため、人材や機材の効率的な活用等に支障
- ⇒ **新・担い手3法による改正後の品確法において、発注者の責務として公共工事の施工時期の平準化が規定**
- 改正後の入契法において、公共工事の発注者が施工時期の平準化のための方策を講じることを努力義務化**

## 公共工事における工事出来高の状況

(単位：百万円)



出典：国土交通省「建設総合統計」

## 施工時期の平準化の推進

### 技能者や受注者（建設業者）に期待される効果

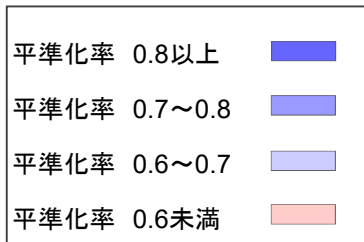
- **技能者の処遇の改善**（特に休日の確保等）
- **年間を通じた安定的な工事の実施による経営安定化**
- 人材や機材の実働日数の向上や効率的な運用
- 稼働率の向上による機械保有等の促進

### 発注者に期待される効果

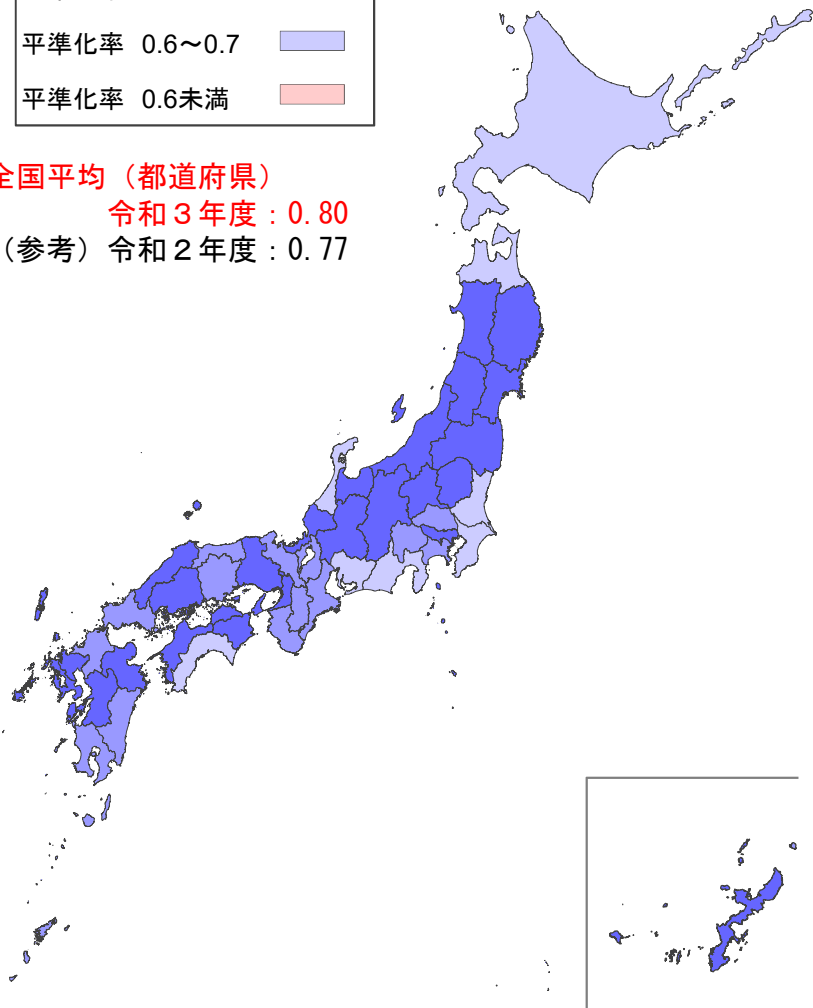
- 入札不調・不落の抑制など、安定的な施工の確保
- 中長期的な公共工事の担い手の確保
- 発注担当職員等の事務作業の負担軽減

# [ 施工時期の平準化 ] 地方公共団体の平準化率

## 都道府県の平準化率の状況



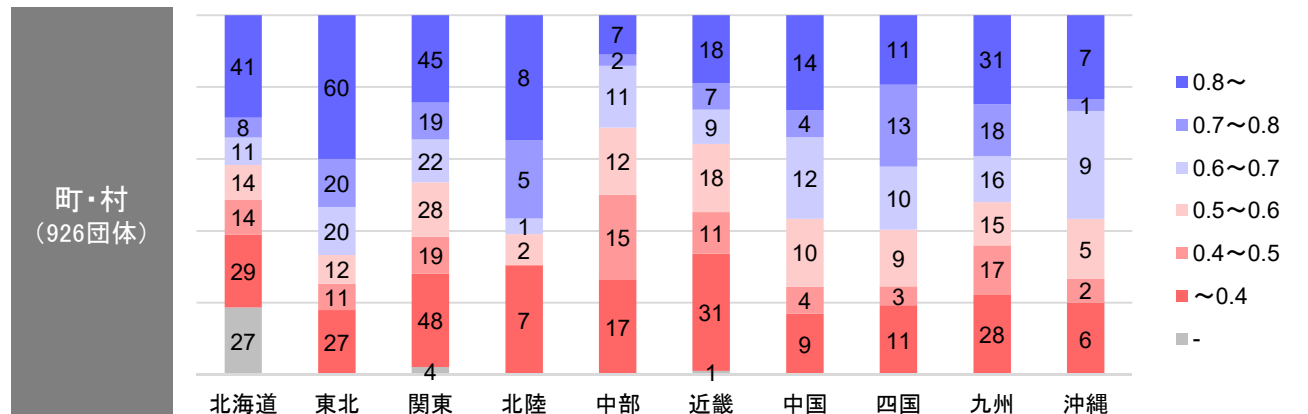
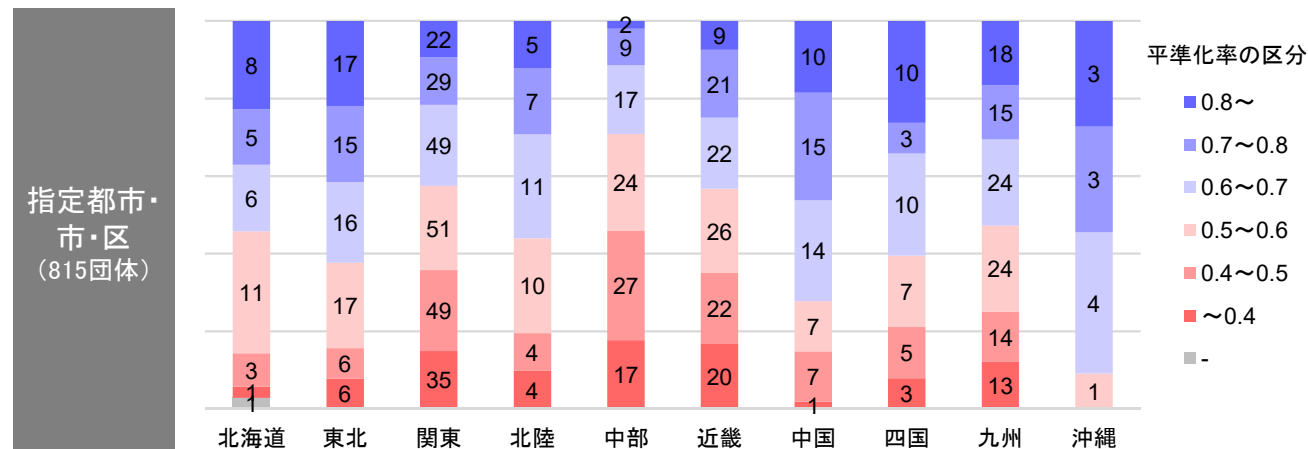
全国平均 (都道府県)  
 令和3年度 : 0.80  
 (参考) 令和2年度 : 0.77



## 指定都市・市区町村の平準化率の状況

### 地域別の平準化率の区分分布 (令和3年度)

※グラフ内の数字は地方公共団体数



### 地域別の平準化率の平均値 (指定都市・市区町村)

|       | 全国   | 北海道  | 東北   | 関東   | 北陸   | 中部   | 近畿   | 中国   | 四国   | 九州   | 沖縄   |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 令和3年度 | 0.62 | 0.65 | 0.68 | 0.60 | 0.66 | 0.52 | 0.55 | 0.66 | 0.64 | 0.62 | 0.69 |
| 令和2年度 | 0.57 | 0.64 | 0.56 | 0.57 | 0.58 | 0.51 | 0.56 | 0.62 | 0.64 | 0.54 | 0.64 |

※地域区分

北海道: 北海道  
 東北: 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県  
 関東: 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県  
 北陸: 新潟県、石川県、富山県  
 中部: 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿: 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国: 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州: 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県  
 沖縄: 沖縄県

※平準化率の定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数 / 年度全体の月あたり工事平均稼働件数  
 ※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出  
 (1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績)

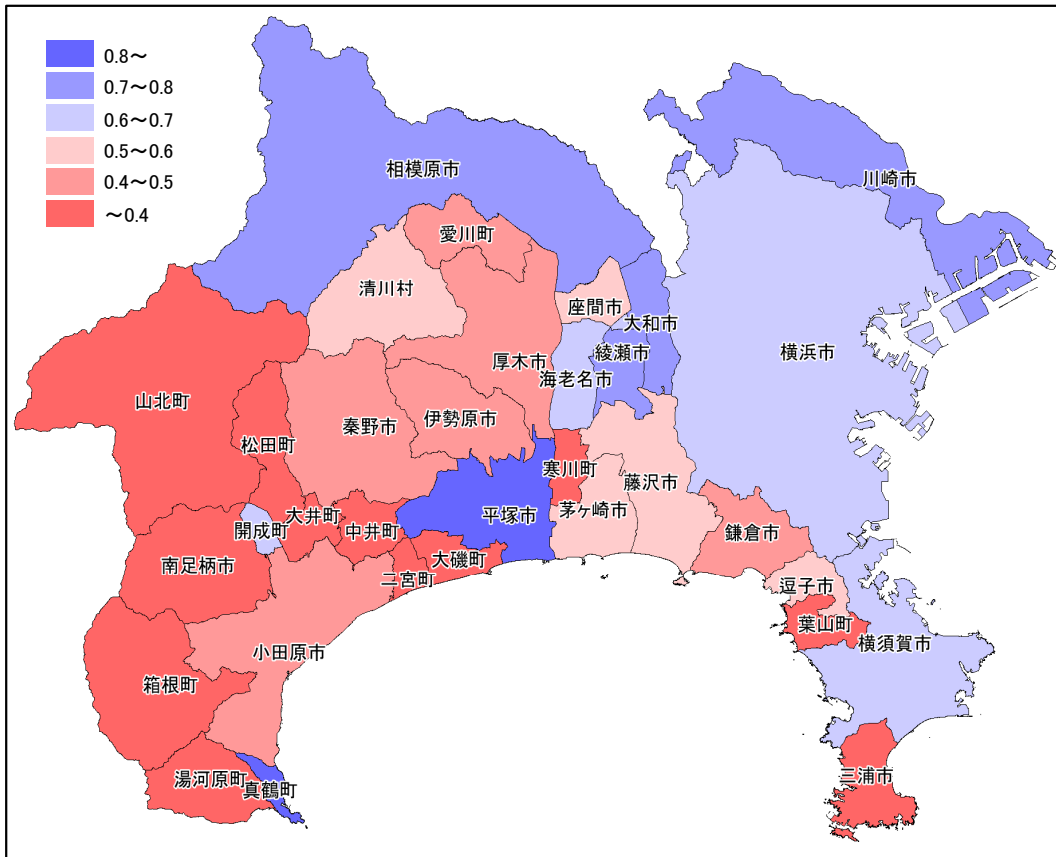
# 【施工時期の平準化】地方公共団体における進捗・取組状況の「見える化」

○ **地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「見える化」を実施**（最新版は令和5年1月公表）

○ 主に以下の項目を「見える化」

- － 平準化率
- － 平準化の取組状況（「さしすせそ」の取組）

(例) 神奈川県



|      |           |     |           |     |           |      |            |
|------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|------|------------|
| 神奈川県 | 0.71      | 横浜市 | 0.68      | 川崎市 | 0.76      | 相模原市 | 0.78       |
|      | ㊤㊨㊩<br>㊪㊫ |     | ㊤㊨㊩<br>㊪㊫ |     | ㊤㊨㊩<br>㊪㊫ |      | ㊤㊨㊩㊫<br>㊪㊭ |

|      |           |      |      |      |      |     |      |      |      |
|------|-----------|------|------|------|------|-----|------|------|------|
| 横須賀市 | 0.64      | 逗子市  | 0.59 | 海老名市 | 0.61 | 大磯町 | 0.33 | 開成町  | 0.67 |
|      | ㊮         |      | ㊮㊫   |      | ㊮㊫   |     | ㊮㊫㊭  |      | ㊤㊮   |
| 平塚市  | 0.88      | 三浦市  | 0.31 | 座間市  | 0.58 | 二宮町 | 0.38 | 箱根町  | 0.29 |
|      | ㊤         |      | ㊮    |      | ㊤㊮㊫㊭ |     | ㊮㊫   |      | -    |
| 鎌倉市  | 0.41      | 秦野市  | 0.49 | 南足柄市 | 0.21 | 中井町 | 0.30 | 真鶴町  | 0.80 |
|      | ㊤㊫        |      | ㊤㊮㊫㊭ |      | ㊮㊫㊭  |     | ㊭    |      | ㊮㊫㊭  |
| 藤沢市  | 0.52      | 厚木市  | 0.47 | 綾瀬市  | 0.76 | 大井町 | 0.29 | 湯河原町 | 0.25 |
|      | ㊤㊨㊩<br>㊪㊫ |      | ㊤㊮㊫㊭ |      | ㊤㊮㊫  |     | ㊮    |      | ㊮    |
| 小田原市 | 0.41      | 大和市  | 0.71 | 葉山町  | 0.38 | 松田町 | 0.00 | 愛川町  | 0.41 |
|      | ㊤㊮㊫       |      | ㊤㊮㊫㊭ |      | ㊤㊨㊩㊫ |     | ㊤㊮㊭  |      | ㊤㊮㊫㊭ |
| 茅ヶ崎市 | 0.59      | 伊勢原市 | 0.42 | 寒川町  | 0.30 | 山北町 | 0.32 | 清川村  | 0.50 |
|      | ㊮㊫㊭       |      | ㊤㊮㊭  |      | -    |     | ㊮㊭   |      | ㊭    |

(上段: 平準化率)

※定義: 4~6月期の月あたり工事平均稼働件数/年度の月あたり工事平均稼働件数

※「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和3年度実績。1件当たり500万円以上)

(下段: 該当する「さしすせそ」の取組状況)

※令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)より算出

※実績なしの地方公共団体は「-」と表示

国土交通省ウェブサイト:

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000105.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html)



# 優秀な技能者に対する表彰制度

国土交通省では、建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技術・技能を持ち、後進の指導・育成に多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰する制度（優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター））を平成4年度に創設。  
（平成4年度～令和4年度 計11,953人、うち内装仕上工346名）

また、技術・技能が優秀であり、将来一層の活躍が期待される青年技能者を不動産・建設経済局長が顕彰する制度（青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設ジュニアマスター））を平成27年度に創設。  
（平成27年度～令和4年度 計861人、うち内装仕上工 43名）

令和4年度は、令和4年10月18日（火）に有楽町よみうりホールにて顕彰式典を開催。  
（建設マスター487名（うち内装仕上工15名）、建設ジュニアマスター106名（うち内装仕上工8名））

## 令和4年度 顕彰式典



石井副大臣の挨拶



長橋不動産・建設経済局長から  
建設ジュニアマスター代表受領者へ顕彰状の授与



石井国土交通副大臣から  
建設マスター代表受領者へ顕彰状の授与



式典に出席した受賞者

# 3. 処遇改善(賃上げ)に向けた取組

---

# 賃上げに関する岸田内閣総理大臣の発言

## 第二百十回国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説(令和4年10月3日)(抄)

物価高が進み、賃上げが喫緊の課題となっている今こそ、正面から、果敢に、この積年の大問題に挑み、「構造的な賃上げ」の実現を目指します。

まず、官民が連携して、現下の物価上昇に見合う賃上げの実現に取り組みます。



## 岸田内閣総理大臣年頭記者会見(令和5年1月4日)(抄)

今年の春闘について、連合は5パーセント程度の賃上げを求めています。是非、インフレ率を超える賃上げの実現をお願いしたいと思います。政府としても、最低賃金の引上げ、公的セクターで働く労働者や政府調達に参加する企業の労働者の賃金について、インフレ率を超える賃上げが確保されることを目指します。

## 第7回 物価・賃金・生活総合対策本部(令和5年2月24日)(抄)

また、齊藤国土交通大臣におかれては、本日、報告のあった、公共工事設計労務単価5.2パーセントの引上げが、現場に着実に届けられ、公共事業に参画する企業で働く方々の賃上げにしっかりつながるよう万全の対応を進めてください。



# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格**を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用**を反映
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当**を反映（下請企業を経由する手当は従前より反映）

### 全 国

全 職 種 (22,227円) 令和4年3月比；+5.2% (平成24年度比；+65.5%)

主要12職種※ (20,822円) 令和4年3月比；+5.0% (平成24年度比；+65.5%)

### 宮 崎 県

全 職 種 (18,934円) 令和4年3月比；+3.2% (平成24年度比；+69.3%)

主要12職種※ (17,967円) 令和4年3月比；+3.0% (平成24年度比；+64.7%)

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

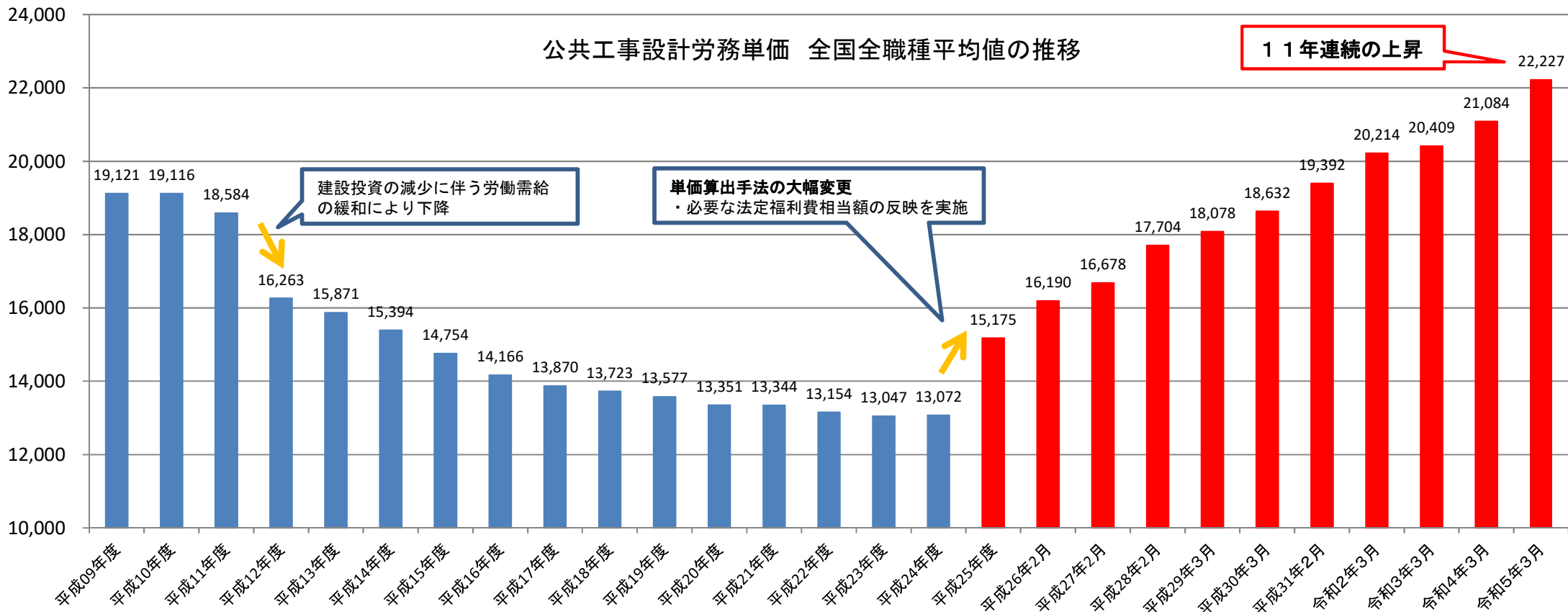
### (主要12職種)

| 職種      | 全国平均値   | 令和4年度比 | 職種       | 全国平均値   | 令和4年度比 |
|---------|---------|--------|----------|---------|--------|
| 特殊作業員   | 24,074円 | +4.0%  | 運転手（一般）  | 21,859円 | +5.8%  |
| 普通作業員   | 20,662円 | +5.7%  | 型枠工      | 27,162円 | +3.8%  |
| 軽作業員    | 15,874円 | +6.3%  | 大工       | 26,657円 | +4.9%  |
| とび工     | 26,764円 | +4.8%  | 左官       | 25,958円 | +4.0%  |
| 鉄筋工     | 26,730円 | +3.6%  | 交通誘導警備員A | 15,967円 | +7.1%  |
| 運転手（特殊） | 25,249円 | +5.7%  | 交通誘導警備員B | 13,814円 | +6.3%  |

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

# 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

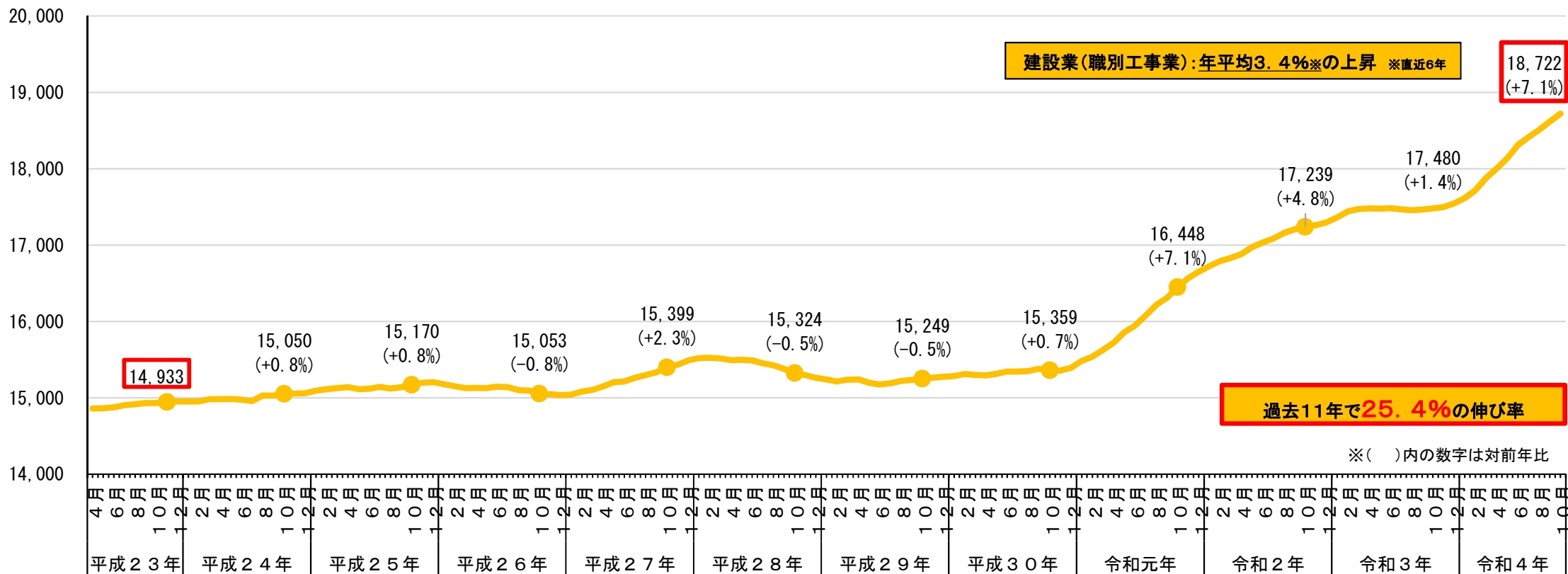
参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

|        | H25    | H26   | H27   | H28   | H29   | H30   | H31   | R02   | R03   | R04   | R05   | H24比   |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 全職種    | +15.1% | +7.1% | +4.2% | +4.9% | +3.4% | +2.8% | +3.3% | +2.5% | +1.2% | +2.5% | +5.2% | +65.5% |
| 主要12職種 | +15.3% | +6.9% | +3.1% | +6.7% | +2.6% | +2.8% | +3.7% | +2.3% | +1.0% | +3.0% | +5.0% | +65.5% |

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。



# 建設業(職別工事業)の一日当たりの賃金の推移

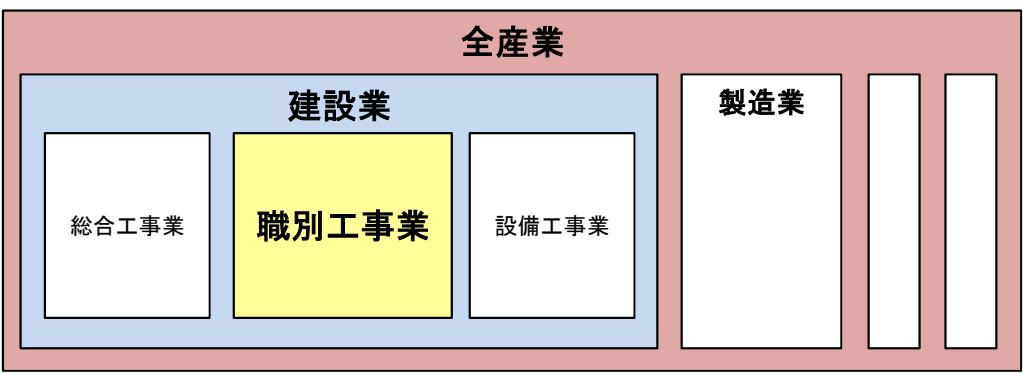


— D建設業 (職別工事業)

(出典) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国土交通省作成

※「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」の直近12ヵ月平均  
 (「8時間あたりの賃金(ボーナス含み、超勤含まない)」:「所定内給与」×8/「所定内労働時間」+ 直近12ヵ月の「臨時給与(特別に支払われた給与)」/直近12ヵ月の「出勤日数」)

## (産業分類のイメージ)



## (定義)

**建設業**

主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される  
 (ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない)

**職別工事業**

主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工事を行う事業所**が分類される  
 (ただし、設備工事を行う事業所は設備業に分類される)

## 開催概要

日時：令和4年9月7日 16:00～17:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：令和5年度概算要求、建設業の賃金引上げに向けた取組、建設資材の価格高騰、働き方改革等の推進 等

- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め、引き続き、必要かつ十分な公共事業予算の確保を図っていくこと、業界の実態としても施工余力に問題がないことについて再確認。
- また、前回の意見交換会で申し合わせた「概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進める」という点について、官民一体となって取り組んでいくことを再確認。
- さらに、建設キャリアアップシステムの更なる利用促進、建設資材の価格高騰対策、働き方改革の推進、インフラDX等を通じた生産性向上、地方公共団体における入札契約の適正化等についても議論。



# 賃金上昇の実現に向けた地方公共団体発注工事における環境整備

- 公共工事の受注者による適正利潤の確保を通じて、賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、総務省と連名で
  - ① 安定的・持続的な公共投資の確保とともに、② 適正な予定価格の設定や、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を要請
- 都道府県に加え、都道府県公契連等を通じて市町村に対しても、直接働きかけを実施し、フォローアップ

『技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施について』(令和3年6月15日付け、総行第201号・国不入企第15号)

## 安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保が必要

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表

## 適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底

工事の品質確保、担い手の確保・育成に必要な適正利潤の確保を図るため、取組の更なる強化が必要

### 《特に強化すべき取組》

- 見積り活用時の妥当性確認の徹底 (不当な乗率の設定取り止め)
- 積算内訳(工事設計書)の適時公表
- 設計変更ガイドラインの公表、適正履行 (特記仕様書への記載等)
- 歩切りの根絶徹底

## ダンピング対策の更なる徹底

工事の品質確保や担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化

### 《特に強化すべき取組》

- 公契連モデルを大きく下回る団体等を『見える化』し、個別に働きかけ
- 低入札調査の排除実施状況に応じて、個別に改善を働きかけ
- 低入札価格を下回る受注における履行確保措置※の徹底

※①「監督・検査の強化」、②「技術員の増員」、③「下請業者への公正・透明(クリア)な支払の確認」、④「契約保証額の引上げ等」、⑤「工事請負契約に係る指名停止措置の強化」(かきつけこ)を推進

本年も引き続き都道府県公契連等を通じて直接働きかけを実施し、フォローアップ



# [ダンピング対策] 低入札価格基準の計算式の改定

## 低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

## 国交省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

- 令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。  
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

**【範囲】**  
 予定価格の  
 7.0/10～9.0/10  
 の範囲内で設定

**【計算式】**

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H29.4.1～

**【範囲】**  
 予定価格の  
 7.0/10～9.0/10  
 の範囲内で設定

**【計算式】**

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H31.4.1～

**【範囲】**  
 予定価格の  
7.5/10～9.2/10  
 の範囲内で設定

**【計算式】**

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



R4.4.1～

**【範囲】**  
 予定価格の  
 7.5/10～9.2/10  
 の範囲内で設定

**【計算式】**

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

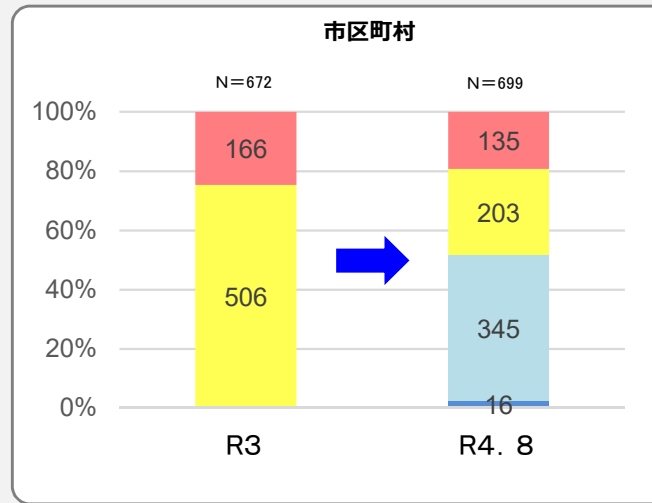
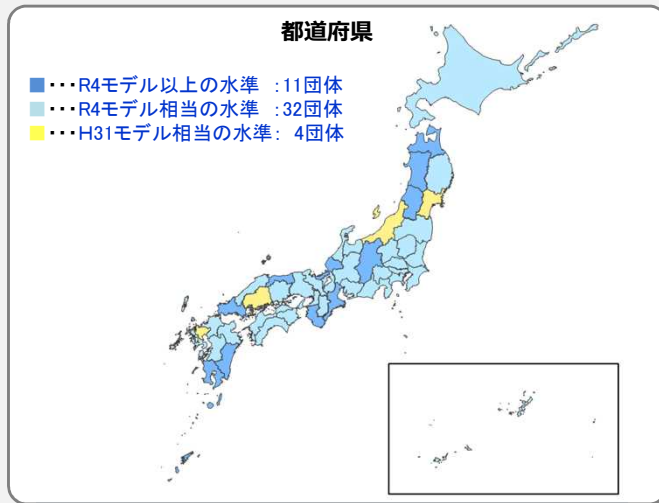
# [ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**約9割の団体※**で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約95%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。(いずれの制度も未導入は78団体)
- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

※算定式非公表、未導入の団体除く

■・・・R4年公契連モデル以上の水準   ■・・・R4年公契連モデル相当の水準   ■・・・H31年公契連モデル相当の水準   ■・・・H31年公契連モデル未満の水準

## 調査基準価格算定式の設定水準

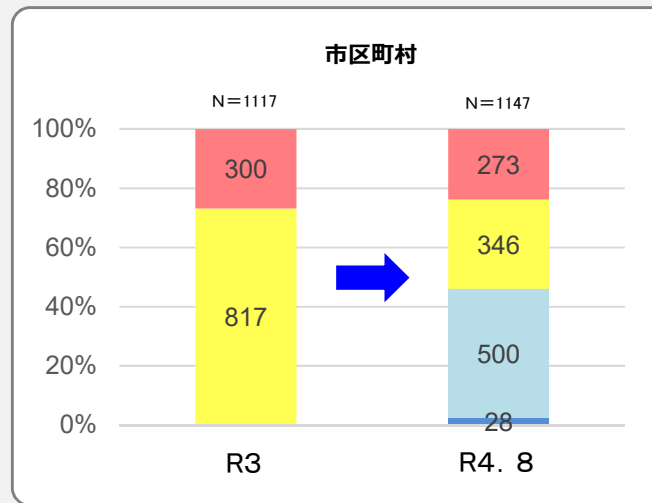
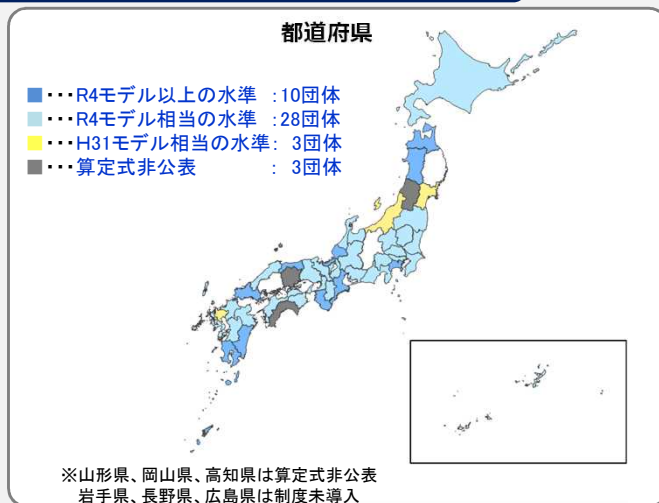


## いずれの制度も未導入の団体

### <未導入団体の推移>

H18 484 団体  
↓  
H20 359 団体  
↓  
H24 232 団体  
↓  
H29 126 団体  
↓  
H30 109 団体  
↓  
R 2 88 団体  
↓  
R 3 81 団体  
↓  
**R 4.8 78 団体**

## 最低制限価格算定式の設定水準

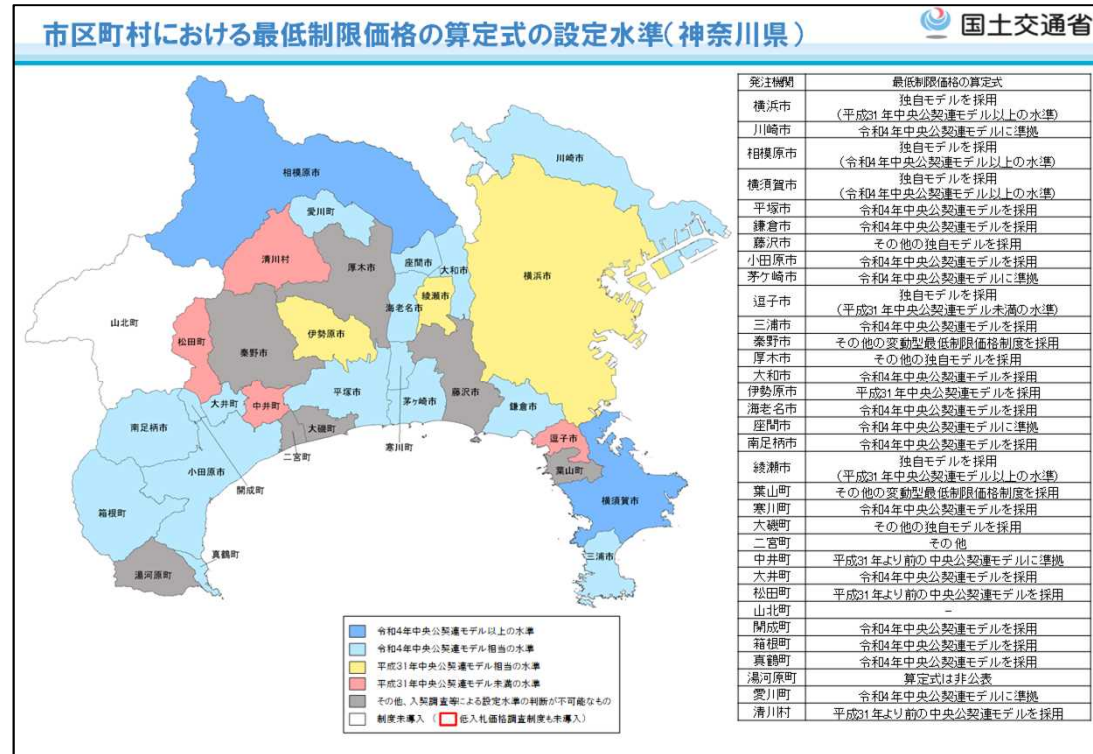
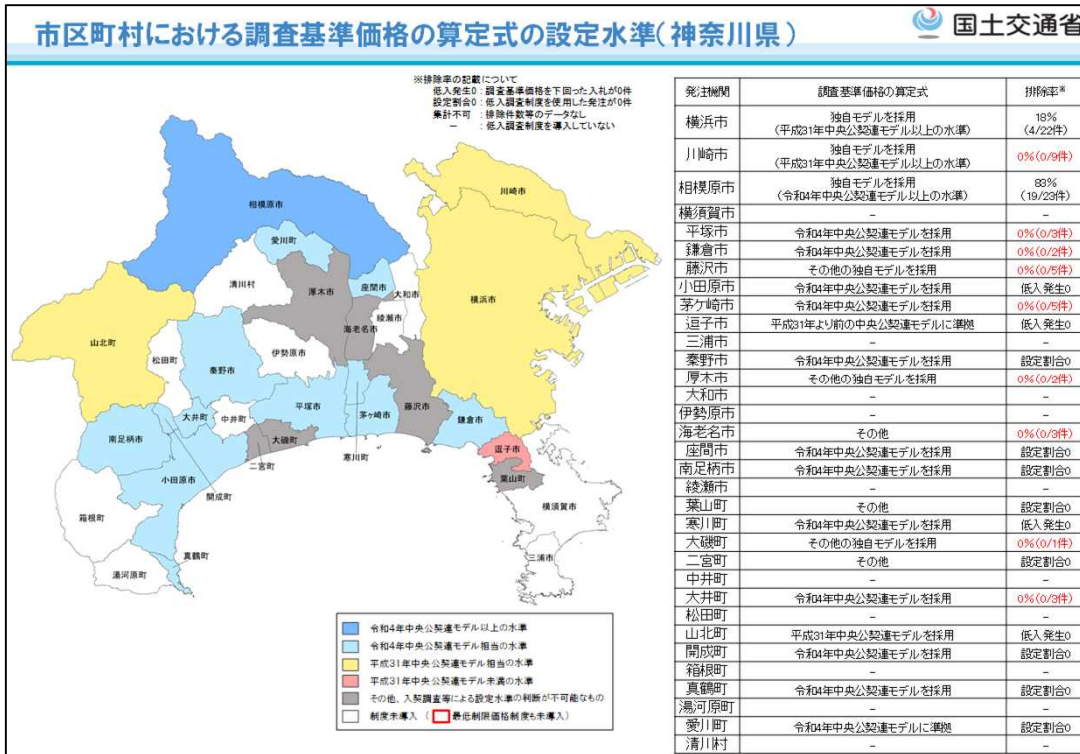


※ 中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

# [ダンピング対策] 地方公共団体における取組状況の「見える化」

- **地方公共団体におけるダンピング対策の取組状況について、「見える化」の取組を実施** (最新版は令和4年11月公表)
- 各市区町村のダンピング対策の取組状況について、主に以下の項目を「見える化」
  - － 低入札価格調査制度の導入状況 及び 調査基準価格算定式の設定水準
  - － 調査基準価格を下回った入札件数のうち排除を行った入札件数の実績 (排除率)
  - － 最低制限価格制度の導入状況 及び 最低制限価格算定式の設定水準

## (例) 神奈川県



- 標準見積書による労務費及び法定福利費の確保について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請(R3/12/01に要請)。また、地方公共団体に対し、請負代金内訳書に明示される法定福利費の内訳額の確認等を要請し(R3/12/01に要請)、実効性を図る。
- その際、CCUSの能力評価を見据え、技能者の地位や技能に応じた労務費の見積りとその尊重についても推進。

## 下請への要請

- 労務費や法定福利費が内訳明示された見積書の提出等
- CCUSの普及を見据え、地位や技能の反映を推奨

- 法定福利費は労務費総額を算出し、保険料率を乗じる方法を基本とする
- できる限り、想定人工の積上げによる労務費の積算と労務費総額の明示に努める
- その際、技能者の地位や技能を反映して労務費の見積りを行うことが望ましい

【技能者の地位や技能を反映した労務費の見積りの例】 (100㎡あたり)

| 〇〇工                      | 歩掛  | 単価        | 労務費      |
|--------------------------|-----|-----------|----------|
| 職長<br>(CCUSレベル3・4相当)     | 〇人工 | 〇〇,〇〇〇円/人 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| 一般作業員等<br>(CCUSレベル1・2相当) | 〇人工 | 〇〇,〇〇〇円/人 | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| 総額                       |     |           | B円       |

## 元請への要請

- 労務費及び法定福利費の見積りの尊重
- 法定福利費は必要な労務費とあわせて適正な額を確保
- 下請に対して法定福利費が明示された見積書の提出を求め、当該見積りを尊重する。労務費総額についても同様
- 想定人工の積上げによる積算、技能者の地位や技能に応じた見積りがされている場合は特に尊重する
- 元請が自社独自の様式を用いる場合も専門工事業団体の標準見積書との整合に留意

## 公共発注者の確認による履行強化 (地方公共団体に対して要請)

- ◎ 請負代金内訳書の法定福利費の内訳明示の徹底
- ◎ 公共発注者による法定福利費の内訳額の確認
  - 予定価格の積算から合理的に推計される率を参考に少なくとも1/2以上であることを目安に確認
- ◎ 内訳額と想定額が乖離するときは、受注者に対して算出根拠の確認を指示
- ◎ 受注者による算出根拠の確認を経てもなお乖離がある場合には、必要に応じて建設業許可部局が発注部局と連携して受注者による算出根拠を確認

## 民間発注者への要請

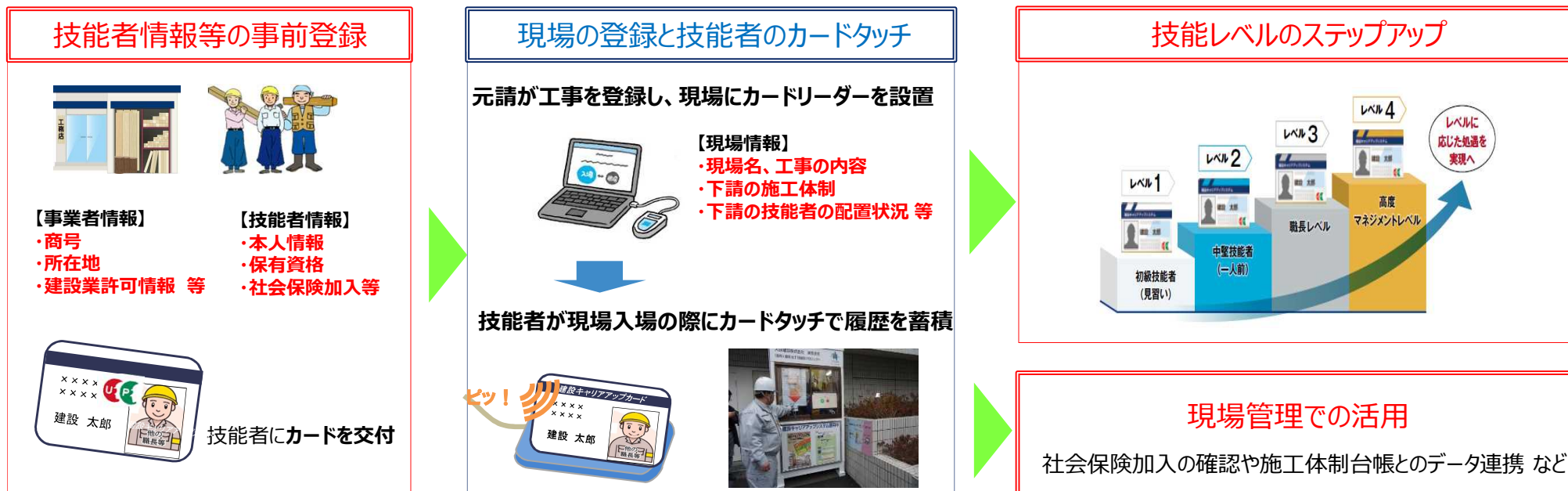
- ◎ 法定福利費及びその適正な支払いの前提となる労務費等の必要経費を見込んだ発注
- ◎ 労務費及び法定福利費が着実に確保されるよう見積・入札・契約等の際に配慮すること



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる仕組み**
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

# 建設キャリアアップシステムの利用状況(2023年1月末)

## 技能者の登録数

**108.9万人が登録**

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:311万人

## 事業者の登録数

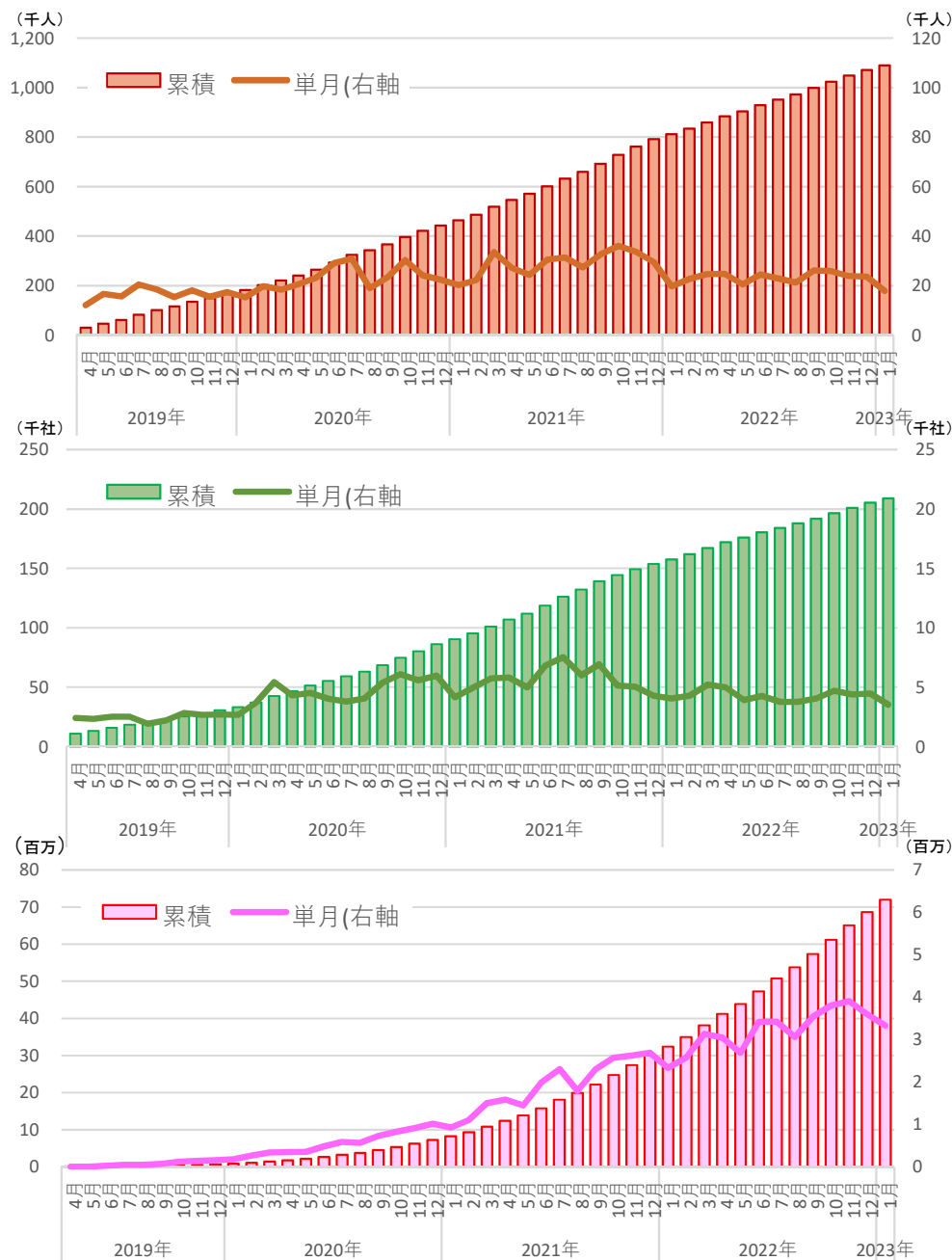
**20.9万社が登録**

※うち一人親方は6.7万社

## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

※1月は334万履歴を蓄積



# 職種別技能者のCCUS登録状況

| CCUSに登録される職種<br>(大分類) |         | 技能者数    |
|-----------------------|---------|---------|
| 01                    | 特殊作業員   | 53,784  |
| 02                    | 普通作業員   | 124,298 |
| 03                    | 軽作業員    | 3,914   |
| 04                    | 造園工     | 8,736   |
| 05                    | 法面工     | 5,722   |
| 06                    | とび工     | 97,578  |
| 07                    | 石工      | 2,802   |
| 08                    | ブロック工   | 1,235   |
| 09                    | 電工      | 93,434  |
| 10                    | 鉄筋工     | 38,271  |
| 11                    | 鉄骨工     | 11,908  |
| 12                    | 塗装工     | 22,553  |
| 13                    | 溶接工     | 12,559  |
| 14                    | 運転手(特殊) | 46,477  |
| 15                    | 運転手(一般) | 13,008  |
| 16                    | 潜かん工    | 375     |
| 17                    | 潜かん世話役  | 52      |
| 18                    | さく岩工    | 74      |
| 19                    | トンネル特殊工 | 3,104   |
| 20                    | トンネル作業員 | 4,253   |
| 21                    | トンネル世話役 | 666     |
| 22                    | 橋りょう特殊工 | 3,345   |
| 23                    | 橋りょう塗装工 | 836     |
| 24                    | 橋りょう世話役 | 1,547   |
| 25                    | 土木一般世話役 | 21,284  |
| 26                    | 高級船員    | 1,323   |
| 27                    | 普通船員    | 1,928   |

| CCUSに登録される職種<br>(大分類) |          | 技能者数      |
|-----------------------|----------|-----------|
| 28                    | 潜水士      | 1,762     |
| 29                    | 潜水連絡員    | 108       |
| 30                    | 潜水送気員    | 364       |
| 31                    | 山林砂防工    | 25        |
| 32                    | 軌道工      | 3,293     |
| 33                    | 型わく工     | 50,283    |
| 34                    | 大工       | 14,046    |
| 35                    | 左官       | 18,523    |
| 36                    | 配管工      | 56,294    |
| 37                    | はつり工     | 5,652     |
| 38                    | 防水工      | 21,917    |
| 39                    | 板金工      | 15,944    |
| 40                    | タイル工     | 4,475     |
| 41                    | サッシ工     | 4,154     |
| 42                    | 屋根ふき工    | 1,547     |
| 43                    | 内装工      | 52,982    |
| 44                    | ガラス工     | 4,788     |
| 45                    | 建具工      | 10,483    |
| 46                    | ダクト工     | 11,620    |
| 47                    | 保温工      | 12,153    |
| 48                    | 建築ブロック工  | 4,791     |
| 49                    | 設備機械工    | 16,260    |
| 50                    | 交通誘導警備員A | 910       |
| 51                    | 交通誘導警備員B | 1,687     |
| 52~                   | その他計     | 200,348   |
| 技能者総数                 |          | 1,089,475 |

(参考) 国勢調査における技能者数

| 職業小分類            | 建設技能者*  |
|------------------|---------|
| 土木従事者            | 356,920 |
| 電気工事従事者          | 265,200 |
| 配管従事者            | 120,990 |
| 大工               | 101,850 |
| とび職              | 78,900  |
| 画工, 塗装・看板制作従事者   | 59,630  |
| 建設・さく井機械運転従事者    | 58,980  |
| 自動車運転従事者         | 30,220  |
| 型枠大工             | 28,300  |
| 左官               | 25,370  |
| 鉄筋作業従事者          | 19,720  |
| 機械組立従事者          | 14,890  |
| クレーン・ウインチ運転従事者   | 13,370  |
| 運搬従事者            | 12,060  |
| 清掃従事者            | 11,850  |
| 植木職, 造園師         | 11,090  |
| 鉄道線路工事従事者        | 9,950   |
| ブロック積・タイル張従事者    | 9,880   |
| 屋根ふき従事者          | 6,820   |
| その他の定置・建設機械運転従事者 | 6,460   |
| 警備員              | 1,420   |
| 畳職               | 240     |

\* 建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択したもの。

出典：建設業振興基金（2023年1月末技能者登録数）  
令和2(2020)年度国勢調査より

## CCUSにおける技能者能力評価実施状況

| 能力評価分野         | LV2(青) | LV3(銀) | LV4(金) |
|----------------|--------|--------|--------|
| 電気工事           | 855    | 2,057  | 4,870  |
| 橋梁             | 53     | 43     | 589    |
| 造園             | 176    | 206    | 833    |
| コンクリート圧送       | 298    | 249    | 609    |
| 防水施工           | 350    | 438    | 1,126  |
| トンネル           | 29     | 31     | 467    |
| 建設塗装           | 424    | 366    | 1,594  |
| 左官             | 189    | 221    | 1,335  |
| 機械土工           | 1,711  | 466    | 5,945  |
| 海上起重           | 177    | 50     | 744    |
| プレストレスト・コンクリート | 148    | 170    | 837    |
| 鉄筋             | 1,223  | 1,029  | 3,085  |
| 圧接             | 104    | 220    | 385    |
| 型枠             | 626    | 235    | 3,102  |
| 配管             | 614    | 386    | 2,582  |
| とび             | 749    | 1,384  | 4,321  |
| 切断穿孔           | 13     | 24     | 332    |
| 内装仕上           | 796    | 597    | 2,943  |
| サッシ・CW         | 47     | 100    | 709    |
| エクステリア         | 11     | 5      | 79     |

※複数の分野、複数回の判定を受けている技能者の存在により、レベル別技能者数と能力評価実施状況の数字は一致しない

| 能力評価分野         | LV2(青) | LV3(銀) | LV4(金) |
|----------------|--------|--------|--------|
| 建築板金           | 149    | 44     | 700    |
| 外壁仕上           | 18     | 12     | 132    |
| ダクト            | 173    | 66     | 906    |
| 保温保冷           | 68     | 72     | 719    |
| グラウト           | 67     | 33     | 601    |
| 冷凍空調           | 148    | 65     | 520    |
| 運動施設           | 27     | 6      | 155    |
| 基礎ぐい工事         | 481    | 408    | 1,039  |
| タイル張り          | 21     | 20     | 227    |
| 道路標識・路面標示      | 61     | 85     | 525    |
| 消防設備           | 53     | 82     | 309    |
| 建築大工           | 100    | 253    | 575    |
| 硝子工事           | 69     | 57     | 286    |
| ALC            | 79     | 21     | 506    |
| 土工             | 2,330  | 2,243  | 2,160  |
| ウレタン断熱 ※R4.4より | 3      | 4      | 7      |
| 発破・破砕 ※R4.4より  | 59     | 32     | 41     |
| 建築測量 ※R4.6より   | 15     | 6      | 8      |

| (参考)     | LV1(白)    | LV2(青) | LV3(銀) | LV4(金) |
|----------|-----------|--------|--------|--------|
| レベル別技能者数 | 1,001,431 | 12,514 | 11,786 | 45,903 |

出典：建設業振興基金（2023年1月末データ）より国土交通省調べ

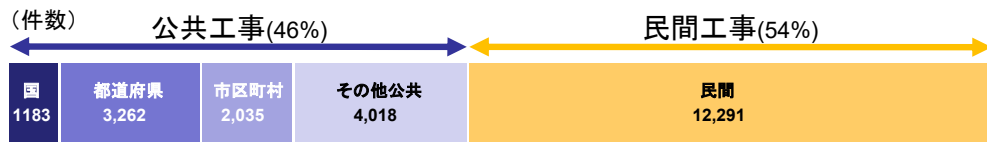


# 元請によるCCUS現場利用の推進

## 元請による現場利用等の状況

○元請による現場利用(現場登録)は、公共・民間工事とも広がり。元請ゼネコンの事業者登録も、規模の大きな企業を中心に進展

### CCUSが利用された現場数※ (現場登録数、R3年度実績)

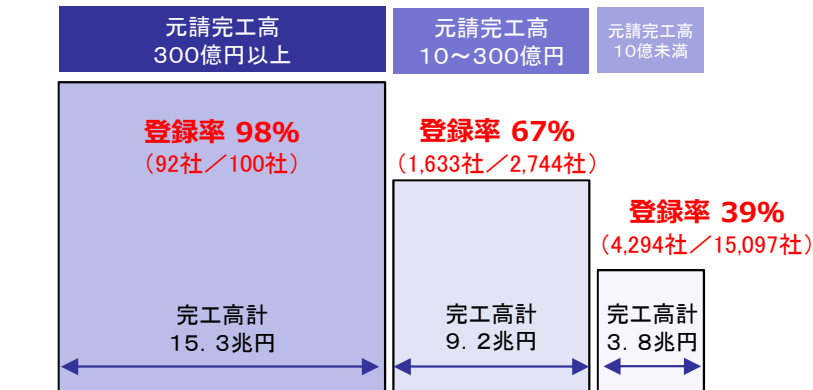


### 元請の企業規模(完工高)別でみたCCUS利用現場数※ (現場登録数、R3年度実績)



※ ハウスメーカー(民間工事を中心に7,000現場弱の登録実績)は除く。  
 ※※団体未加盟事業者・設備工事業者・専門工事業者等

### 元請総合工事企業※による事業者登録の状況



※元請建設業団体(全建・日建連・全中建)加盟企業。ただし全中建企業は未精査。R4.3末現在

## 公共工事におけるCCUS現場利用の促進

○元請の現場利用促進のため、国直轄工事をはじめ、都道府県や独法等による公共工事でモデル工事等が拡大

| 国直轄工事  | 地方公共団体  | 独法・特殊会社  |
|--|---|--|
| <p><b>【土木工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CCUS義務化・活用推奨モデル工事<br/>(義務化: 全国で64件(R3年度契約))<br/>(活用推奨: 全国で16件(R3年度契約))</li> <li>※カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について実績に基づき発注者が負担(すべてのモデル工事)</li> <li>○ 地元業界の理解がある33都府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行</li> <li>○ 農水省も、WTO対象一般土木で、R5.1以降の入札公告分から、モデル工事を試行</li> </ul> <p><b>【営繕工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CCUS活用推奨モデル営繕工事<br/>(全国で27件(R3年度契約))※予定を含む</li> </ul> <p><b>【港湾・空港工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ CCUS活用モデル工事<br/>(全国で47件(R3年度契約))※2月までの実績</li> </ul> | <p>○ 39道府県が企業評価等を導入、他の全ての都県も検討を表明</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事評定による加点は21道府県</li> <li>・総合評価による加点は18道府県</li> <li>・カードリーダー等費用補助は15道県が導入済(重複あり)</li> </ul> </div> <p>○ 政令市は15市で導入</p> <p>※第2回を実施中のブロック別CCUS連絡会議等を通じ都道府県・政令市・地元業界団体と連携し、導入を推進</p> | <p><b>【UR都市機構】</b></p> <p>R3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度は20件程度)。</p> <p><b>【水資源機構】</b></p> <p>R3年度に本社契約の土木一式工事で義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事を推奨モデル工事として原則実施。</p> <p><b>【NEXCO西日本】</b></p> <p>R3年度から義務化モデル工事を実施。</p> <p><b>【NEXCO東日本】</b></p> <p>R3年度に義務化モデル工事を1件実施。</p> <p><b>【鉄建機構】</b></p> <p>R3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施。</p> |

## 元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

### 公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、39道府県が企業評価を導入  
政令指定都市は15市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(1月より)、現場利用をさらに促進

### 建退共制度とのデータ連携による掛金納付の簡略化

- ◎ 元請や1次下請が、CCUSの就業データを建退共の掛金納付と連携できる機能を供用し、事務を簡略化

※ 令和4年8月から、元請や1次下請が直接CCUSの就業実績データを建退共の掛金納付の申請に活用できるシステムを供用

### 技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

## 労務費や処遇改善への展開

### 労務費調査との連携 (技能者の技能経験に応じた労務費)

- ◎ 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

### 技能レベルを反映した手当で支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開 (現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

### 公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用 (公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用

# CCUSの能力評価等を反映した手当支給

- CCUSの能力評価等を企業独自の手当にて反映する取組が大手・中堅企業より始まっている。
- 地場企業や専門工事業でも気運が見られつつあり、引き続き、事例の水平展開を図りフォローアップに努める。

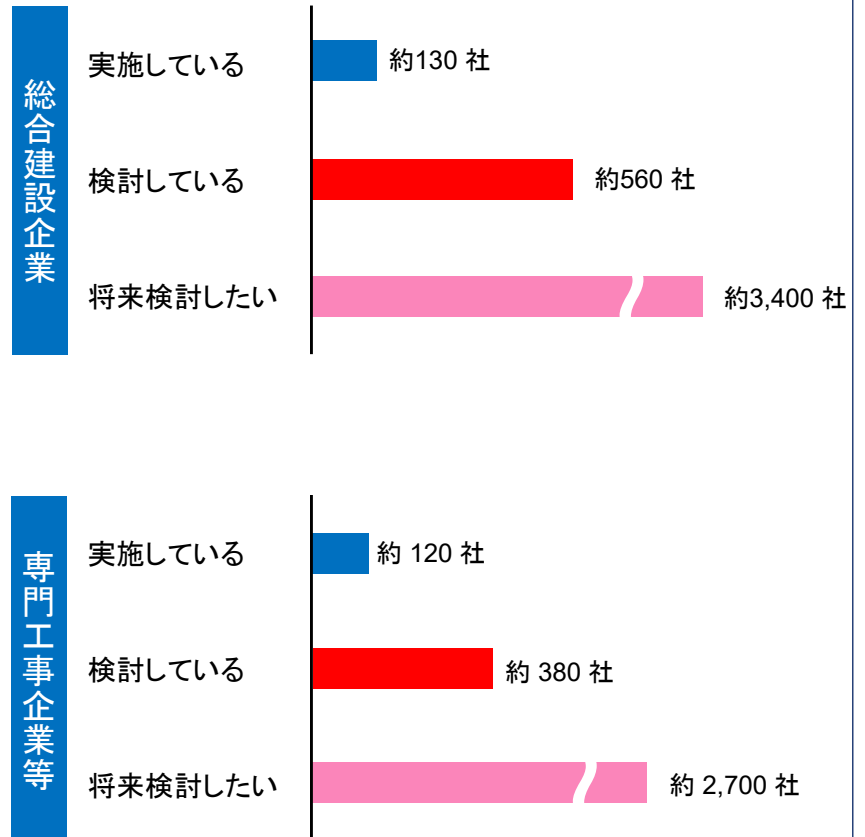
## 大手・中堅企業等の取組事例

※手当は日額を表示  
(R4.5現在、国土交通省調べ)

|          |  |
|----------|--|
| 西松建設     | CCUSレベル別の優良技能者制度(協力会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(特に模範となる方:3,000円)    |
| 村本建設     | 評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円。R5.6より推薦要件化も検討 |
| 鹿島建設     | 職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担                 |
| 五洋建設     | 独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に              |
| 奥村組      | スーパーマイスターは銀カード以上を要件(手当3,000円)  |
| 清水建設     | 金カード保有者より優良職長選定(手当3,000円)  |
| 東洋建設     | ランク別優良職長制度の導入を検討   |
| ヤマウラ     | CCUSカード色別手当の導入を検討  |
| 青木あすなろ建設 | 優良技能者の認定資格条件にCCUS登録を追加   |
| 東亜建設工業   | 優良職長の認定基準にCCUS登録を位置づけ  |
| 浅沼組      | R5より浅沼マイスター資格要件にカード所持を必須化  |
| 大林組      | 優良職長制度におけるCCUS登録の義務化   |
| 戸田建設     | 優良技能者制度手当要件に技能者登録追加  |
| 大林道路     | 優良職長の条件としてCCUSを位置づけ  |
| 熊谷組      | 優良職長認定条件にCCUSカード保持を義務化   |
| 飛鳥建設     | R4より優良職長認定要件にCCUS登録を追加   |
| 大成建設     | 優良技能者制度の認定基準にCCUS登録を追加   |
| 日本国土開発   | 国土優良職長認定基準にCCUS登録を検討   |
| 大日本土木    | 認定要件にCCUS登録者または申請者を追加  |
| 竹中工務店    | 優良職長の認定要件としてCCUS登録を義務化   |
| フジタ      | CCUS登録を表彰要件に追加、手当支給検討  |
| 前田建設工業   | 優良技能者認定要件にCCUS登録を追加  |
| 馬淵建設     | CCUSのエムゼックマイスター認定要件化を検討  |
| 三井住友建設   | CCUSの活用を今後検討   |

## 地場企業や専門工事業を含めた取組の普及

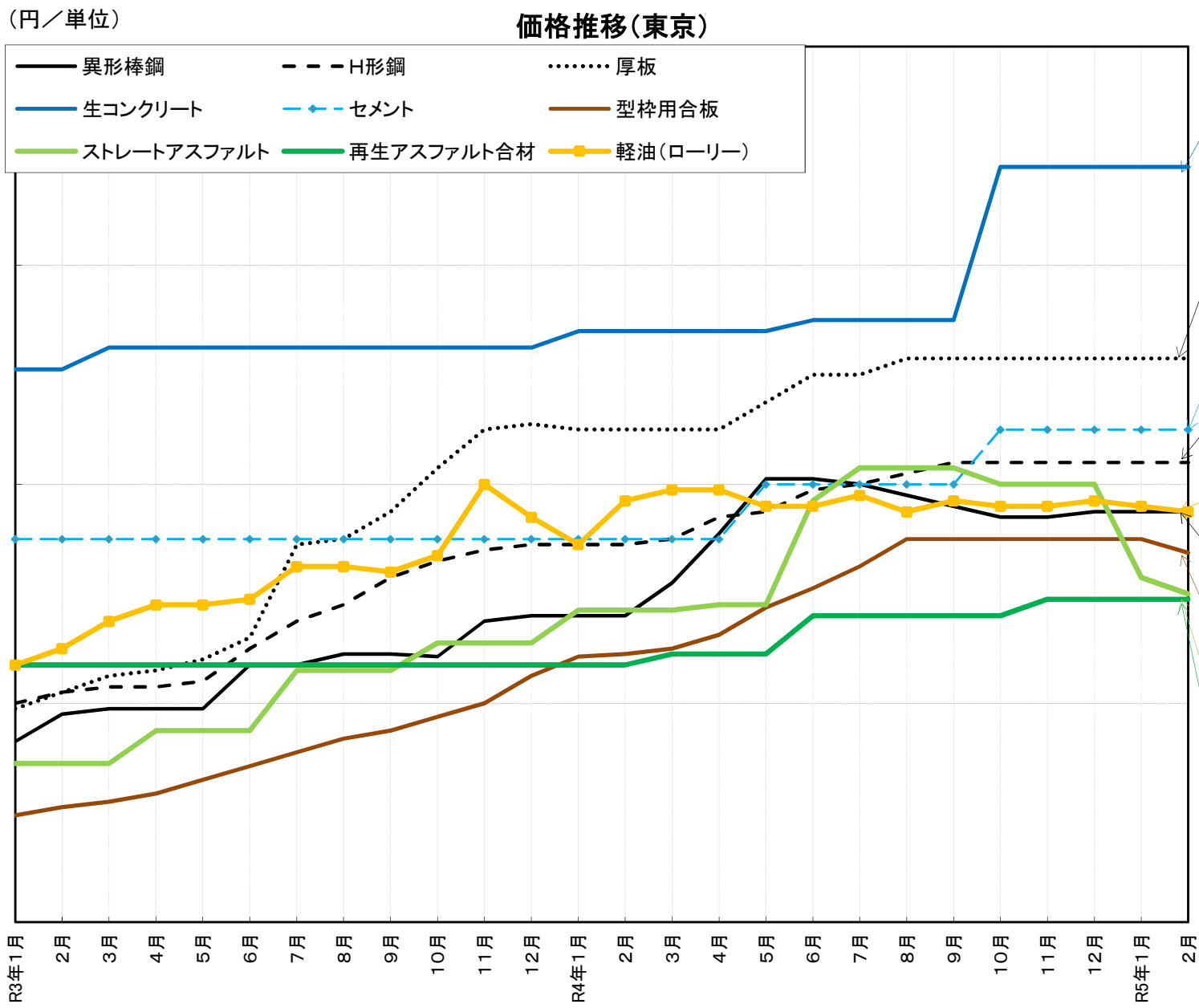
※経審受審しているCCUS事業者登録事業者に対するアンケートをもとに作成



## 4. 適正な請負代金

---

○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。  
 ○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



|                                      |           |          |          |
|--------------------------------------|-----------|----------|----------|
| <b>生コンクリート</b> (円/10m <sup>3</sup> ) | 2023年2月   | ¥178,000 | (+20.3%) |
|                                      | (2022年2月) | ¥148,000 |          |
| <b>厚板</b> (円/t)                      | 2023年2月   | ¥143,000 | (+10.0%) |
|                                      | (2022年2月) | ¥130,000 |          |
| <b>セメント</b> (円/10t)                  | 2023年2月   | ¥130,000 | (+18.2%) |
|                                      | (2022年2月) | ¥110,000 |          |
| <b>H型鋼</b> (円/t)                     | 2023年2月   | ¥124,000 | (+13.8%) |
|                                      | (2022年2月) | ¥109,000 |          |
| <b>軽油</b> (円/kl)                     | 2023年2月   | ¥115,000 | (-1.7%)  |
|                                      | (2022年2月) | ¥117,000 |          |
| <b>異形棒鋼</b> (円/t)                    | 2023年2月   | ¥115,000 | (+19.8%) |
|                                      | (2022年2月) | ¥96,000  |          |
| <b>型枠用合板</b> (円/50枚)                 | 2023年2月   | ¥107,500 | (+20.8%) |
|                                      | (2022年2月) | ¥89,000  |          |
| <b>ストレートアスファルト</b> (円/t)             | 2023年2月   | ¥100,000 | (+3.1%)  |
|                                      | (2022年2月) | ¥97,000  |          |
| <b>再生アスファルト合材</b> (円/10t)            | 2023年2月   | ¥99,000  | (+13.8%) |
|                                      | (2022年2月) | ¥87,000  |          |



サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、**受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要**

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請。  
(公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請)
- 都道府県における資材単価の設定状況について見える化し、改善を働きかけ。  
市区町村における設定状況についても調査を実施しており、今後、働きかけ。
- 全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ。
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況についてモニタリング調査を実施。

## ◎公共工事標準請負契約約款

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

**第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。**

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相應する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相應する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

**5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

**6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。**

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

## ◎民間建設工事標準請負契約約款

（請負代金額の変更）

**第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。**

一 工事の追加又は変更があったとき。

二 工期の変更があったとき。

三 第三条の規定に基づき関連工事の調整に従ったために増加費用が生じたとき。

四 支給材料又は貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき。

**五 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないとき。**

**六 長期にわたる契約で、法令の制定若しくは改廃又は物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないとき。**

七 中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないとき。

## 価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

| 項目       |        | 全体スライド<br>(第1～4項)  | 単品スライド<br>(第5項)   | インフレスライド<br>(第6項)  |
|----------|--------|--|---|--|
| 適用対象工事   |        | 工期が12ヶ月を超える工事<br>但し、残工期が2ヶ月以上ある工事<br>(比較的大規模な長期工事)               | すべての工事<br>但し、残工期が2ヶ月以上ある工事  | すべての工事<br>但し、残工期が2ヶ月以上ある工事   |
| 条項の趣旨    |        | 比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置  | 特定の資材価格の急激な変動に対応する措置  | 急激な価格水準の変動に対応する措置  |
| 請負額変更の方法 | 対象     | 請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等                               | 部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)  | 基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等   |
|          | 受注者の負担 | 残工事費の1.5%  | 対象工事費の1.0%<br>(但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)               | 残工事費の1.0%<br>(30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え) |
|          | 再スライド  | 可能<br>(全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)                         | なし<br>(部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)                                 | 可能   |
|          | 事例     | 令和4年5月に河川維持工事(約2.7億円)で適用し、約1.5百万円増額変更。<br>(R3・4安食管内維持工事【千葉県内工事】) | 令和4年11月にアスファルト舗装工事(約2.2億円)において、アスファルト類で適用し、約5.5百万円増額変更。(R3国道6号中村南電線共同溝路面復旧工事【茨城県内工事】) | 令和4年8月にトンネル工事(約77億円)で適用し、約215百万円増額変更<br>(大野油坂道路川合トンネル川合地区工事【福井県内工事】)                 |

## 活動趣旨

地方整備局等に設置する建設業法令遵守推進本部は、平成19年度の創設以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業に係る法令遵守に向けた取組を行っている。

## 具体的方針

### 1. 各種相談窓口における法令遵守情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

### 2. 立入検査及び報告徴取の実施 **重点項目**

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様が認められる場合には立入検査及び報告徴取を実施する。

### 3. 建設業の法令遵守に関する周知

建設業法令遵守ガイドライン等、建設業の法令遵守に関する取り組みを様々な機会を捉えて周知を図る。

### 4. 建設業適正取引推進期間の実施等

10～12月を推進期間に位置付け、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえ、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

### 5. 関係機関との連携

不良・不適格業者に関する情報を確知した場合、速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等更なる連携強化を図る。

都道府県・関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

### 6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる同センターについて、あらゆる機会を通じ、一層周知する。

## 今年度の重点項目

### 受発注者間・元請下請間の取引状況について、モニタリング調査を実施

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な請負代金での契約締結が重要であることから、標準見積書の活用や見積りの協議、代金支払（労務費相当分の現金払いを含む。）の状況等について、モニタリング調査を行う。さらに、次の①、②の実態についても確認を行う。

#### ① 著しく短い工期の禁止

工期設定の考慮具合の確認、過去の同種類工事実績との比較、工期の見積り内容の精査、時間外労働の状況の把握等を行う。

また、受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握のうえ、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

#### ② 価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえた請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について確認を行う。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても適切な対応の要請や必要な注意喚起を行う。

# 5. 生産性の向上

---



## 1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

### (4) 常駐・専任に係る規制の見直し

#### ○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

## 2. デジタル分野以外の横断的な取組

### (1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

#### ○建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

# 「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

## 委員

|        |        |                          |       |
|--------|--------|--------------------------|-------|
| (土木分野) | 小澤 一雅  | 東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長] |       |
|        | 堀田 昌英  | 東京大学大学院工学系研究科教授          |       |
|        | 木下 誠也  | 日本大学危機管理学部危機管理学科教授       |       |
| (建築分野) | 遠藤 和義  | 工学院大学建築学部建築学科教授          |       |
|        | 蟹沢 宏剛  | 芝浦工業大学建築学部建築学科教授         |       |
|        | 西野 佐弥香 | 京都大学大学院工学研究科准教授          |       |
| (法律分野) | 大森 文彦  | 弁護士                      |       |
| (経済分野) | 大串 葉子  | 梶山女学園大学 現代マネジメント学部教授     | (敬称略) |

## 主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について  
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について  
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について  
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。

## スケジュール

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 令和4年3月29日 第3回検討会
- 令和4年4月25日 第4回検討会
- 令和4年5月31日 見直し方針のとりまとめ

## ○専任不要上限額の引き上げ

技術者の専任を求める請負金額について、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、基準額を引き上げ。

- ・ 専任が必要な請負金額：現行3500万円（建築一式7000万円）以上→4000万円（建築一式8000万円）以上
- ・ 監理技術者の配置が必要な下請金額：現行4000万円（建築一式工事は6000万円）→4500万円（建築一式7000万円）以上

## ○監理技術者等が兼任可能な条件の方向性

一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。

<兼任可能な条件>

- ・ 工事請負金額がいずれも1億円未満（建築一式工事は2億円未満）の2現場を兼務すること。
- ・ 監理技術者等と各現場との間に、現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境が整備されていること。
- ・ 各現場が一日に巡回可能な範囲（現場間を2時間程度で移動できる距離）に存在すること。
- ・ 連絡要員（1年以上の実務経験を有する者）を配置すること 等

## ○営業所専任技術者と監理技術者等を兼任可能な条件の方向性

一定の条件のもと、1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。

- ・ 営業所専任技術者としての役割（適正な請負契約の締結・営業所の他の工事の技術的サポート等）と、現場技術者としての役割（適正施工の確保）の両方を達成できるよう、専任現場の兼任と同様の条件のもと、「1営業所 + 1専任現場」の兼任を可能とする。

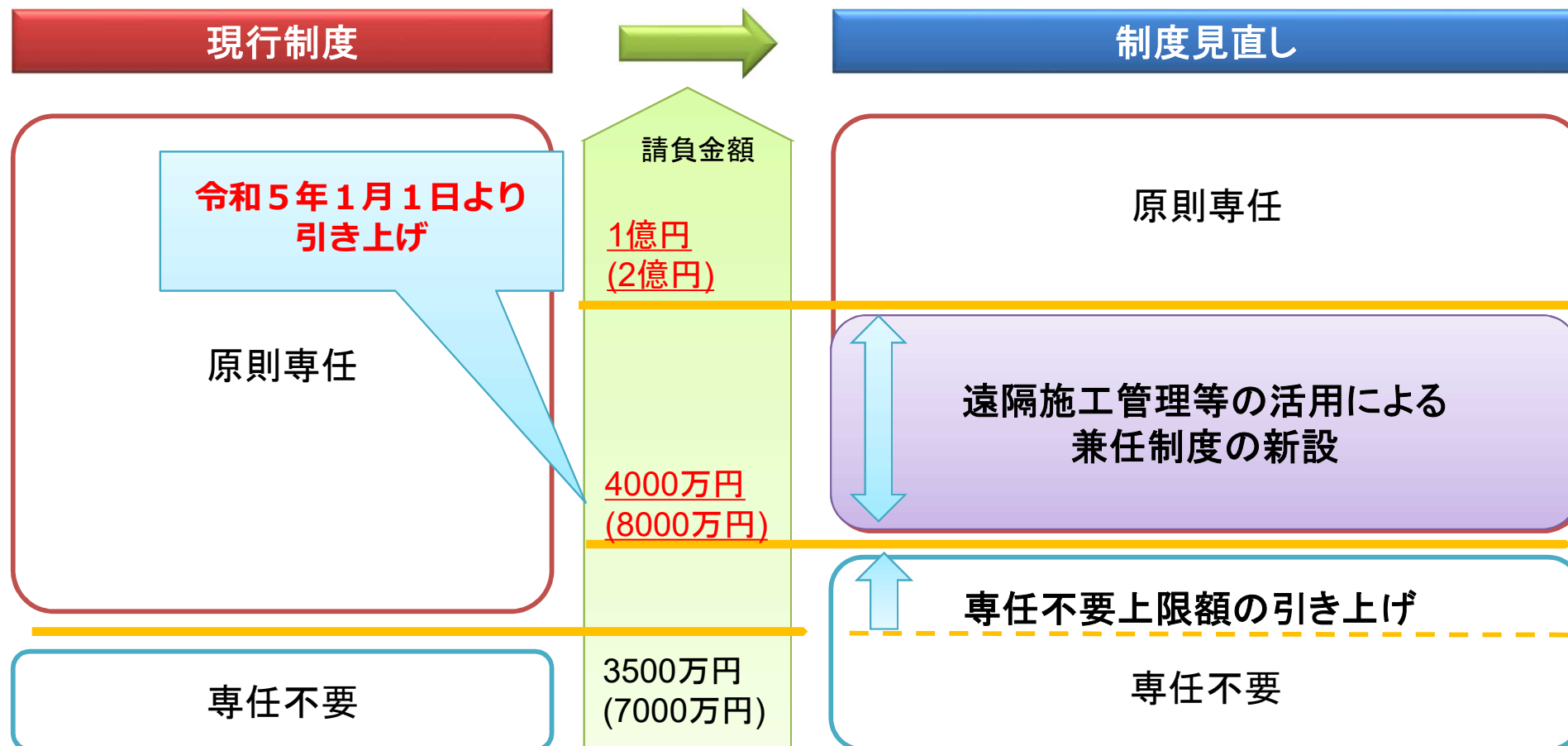
## ○技術検定の受検資格等に関する方針

学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討。

- ・ 技術検定の第1次検定については、一定年齢以上の全ての者に受検資格を認め、検定試験内容の充実を図るとともに、専門性の高い学校課程修了者とそれ以外の者との取り扱いを分ける。
- ・ 技術検定の第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして同等に扱い、技術者として施工管理に関する実務をその内容に応じて一定期間経験した者に対して第2次検定の受検資格を認める。

# 監理技術者等の専任制度に関する見直し方針の概要

- **専任不要上限額の引き上げ**  
技術者の専任を求める請負金額について、近年の工事費の上昇を踏まえ、基準額を引き上げ。
- **兼任可能な制度の新設**  
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な制度を新設。
- **その他の検討**  
技術者配置の運用の見直し。



( )は建築一式工事の場合

# 営業所専任技術者と監理技術者等の兼任の考え方

## 現状

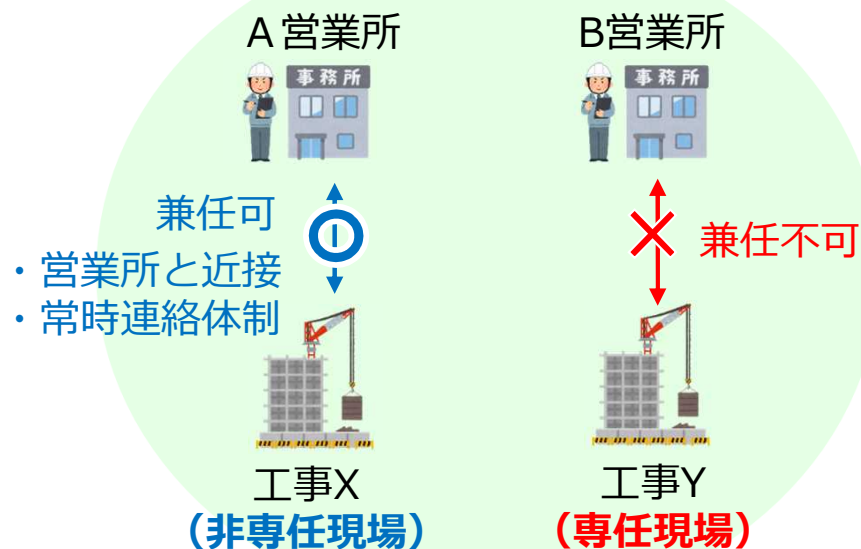
- 営業所専任技術者が専任現場（請負金額3500万円以上）の監理技術者等を兼任することは認められていない。
- 非専任現場については、①近接、②常時連絡体制の2条件のもと兼任可能。



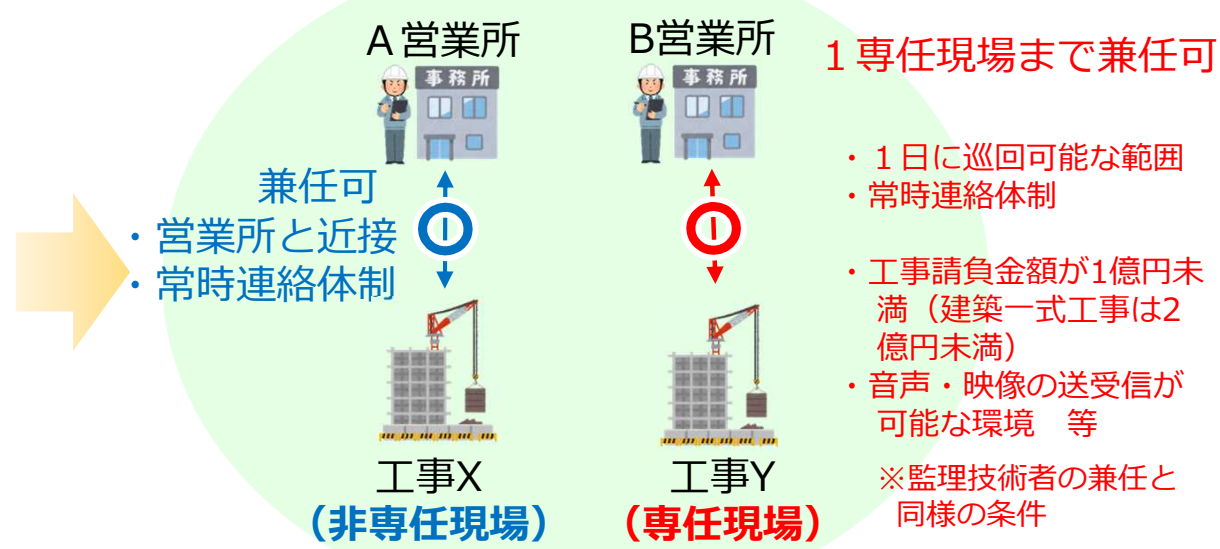
## 見直し案

- 一定の条件のもと、**1現場までに限り専任現場との兼任を可能に。**

### 現状



### 見直し案





# 技術検定の受検資格見直しの方向性

## ○ 1級の受検資格（現行）

| 学 歴         | 第一次検定       | 第二次検定      |
|-------------|-------------|------------|
| 大学（指定学科）    | 卒業後 3年実務    |            |
| 短大、高専（指定学科） | 卒業後 5年実務    |            |
| 高等学校（指定学科）  | 卒業後 10年実務   |            |
| 大 学         | 卒業後 4.5年実務  |            |
| 短期大学、高等専門学校 | 卒業後 7.5年実務  |            |
| 高 等 学 校     | 卒業後 11.5年実務 |            |
| 2 級 合 格 者   | 条件なし        | 2級合格後 5年実務 |
| 上 記 以 外     | 15年実務       |            |

（いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり）

## ○ 2級の受検資格（現行）

| 学 歴         | 第一次検定 | 第二次検定      |
|-------------|-------|------------|
| 大学（指定学科）    | 17歳以上 | 卒業後 1年実務   |
| 短大、高専（指定学科） |       | 卒業後 2年実務   |
| 高等学校（指定学科）  |       | 卒業後 3年実務   |
| 大 学         |       | 卒業後 1.5年実務 |
| 短期大学、高等専門学校 |       | 卒業後 3年実務   |
| 高 等 学 校     |       | 卒業後 4.5年実務 |
| 上 記 以 外     |       | 卒業後 8年実務   |

## （見直し）

| 第一次検定                                    | 第二次検定                               |
|--|-------------------------------------|
| 19歳以上<br>（専門性の高い大学<br>課程履修者は一部<br>科目を免除） | 1級技士補として<br>一定規模以上の工事の<br>実務経験3年 ※1 |

※1 下請金額が監理技術者配置を要する金額以上の工事の施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験は1年。その他の経験については5年。  
 2級合格者は従前のおり。  
 これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

## （見直し）

| 第一次検定                                    | 第二次検定                  |
|--|------------------------|
| 17歳以上<br>（専門性の高い学校<br>課程履修者は一部<br>科目を免除） | 2級技士補としての<br>実務経験3年 ※2 |

※2 1級技士補の場合は1年。  
 これまでの受検資格については別途経過措置を検討。

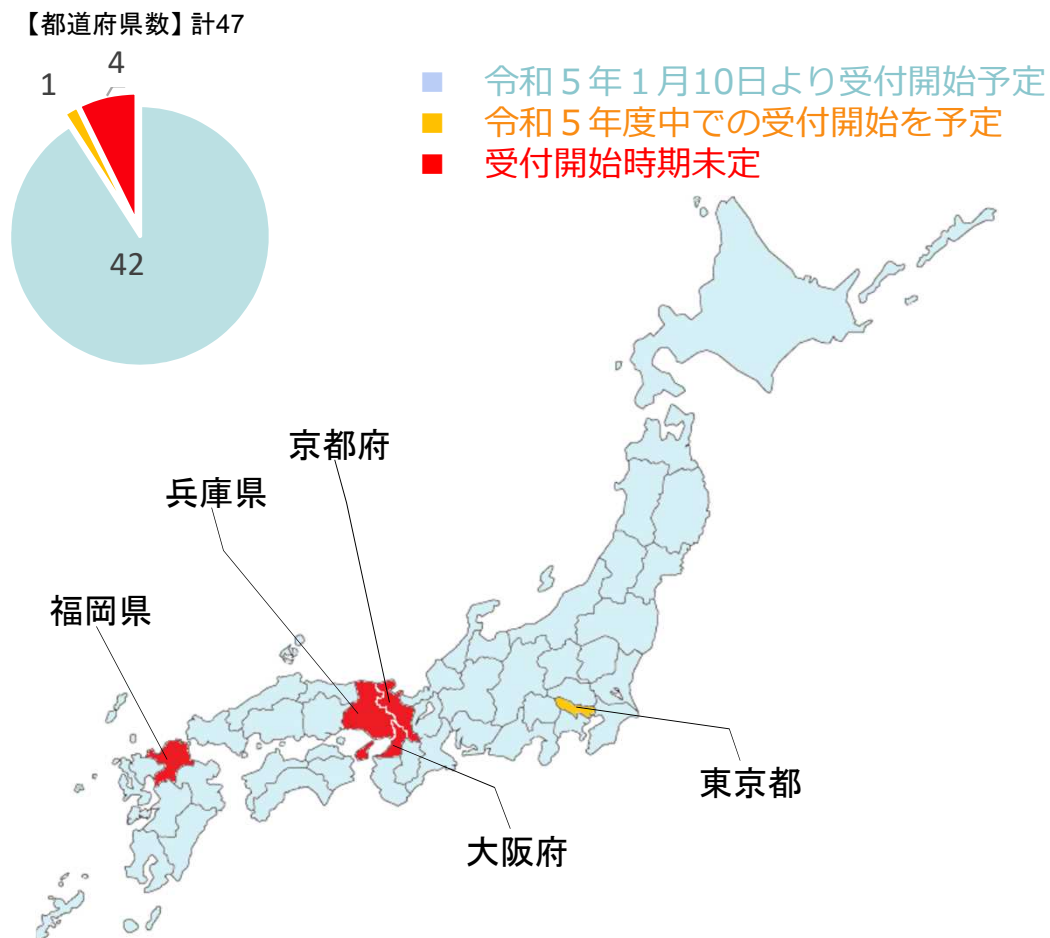
# 各許可行政庁の建設業許可等電子申請受付開始時期

- 令和5年1月10日以降、建設業許可及び経営事項審査等の電子申請受付を順次開始
  - 大臣許可は令和5年1月10日一斉開始、都道府県知事許可は令和5年1月10日より順次開始
- ※従前通り、紙媒体による申請も受付

## 電子化の対象となる手続の範囲

## 都道府県知事許可の電子申請受付開始時期

|          |   |
|----------|---|
| 建設業許可関係  | 許可申請<br>(新規許可、許可換え、般特許可、業種追加、更新)                  |
|          | 変更等の届出<br>(事業者の基本情報、経營業務管理責任者、営業所の専任技術者、営業所の代表者等) |
|          | 廃業等の届出  |
|          | 決算報告  |
|          | 許可通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。                    |
| 経営事項審査関係 | 経営事項審査申請(経営規模等評価、総合評定値)                           |
|          | 再審査申請(経営規模等評価、総合評定値)                              |
|          | 結果通知書等の電子送付 ※各行政庁により取扱いは異なります。                    |



※ 各行政庁の受付開始時期は、予算要求等の都合により前後する場合がございます。

## 6. 外国人材の受入れ

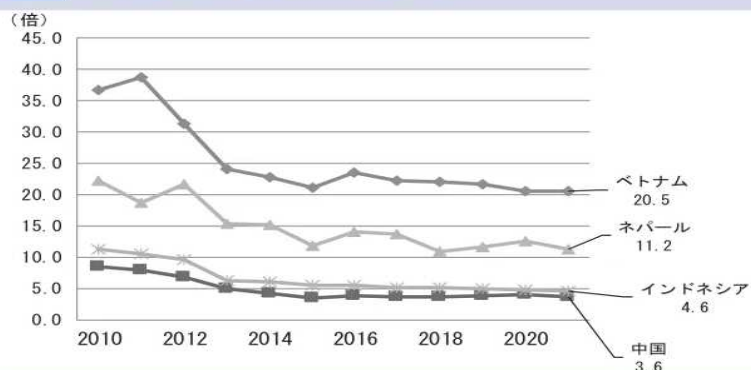
---

令和4年4月26日外国人労働者等特別委員会要望(抜粋)

○日本の就労環境はエネルギー事情・コロナ禍や賃金環境などの厳しさが加わり、外国人材から見た日本は働く場所としての評価が以前より厳しくなった。外国人材から「選ばれる日本」に向けて外国人材目線の政策も大事であり、賃金・労働時間・処遇や外国人材が直面する様々な課題について、実態を把握した上で改善に努める必要がある。

①送出国の経済成長により日本との賃金差が縮まっている

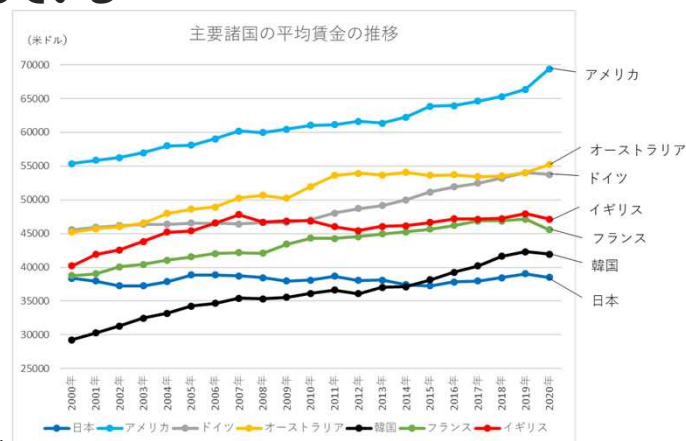
## 資料2 出稼ぎ魅力度指数の推移



(注)出稼ぎ魅力度指数=(各国通貨建て日本最低賃金)/(各国通貨建て各国最低賃金)  
日本で労働することによって、自国で同じ時間労働するよりも何倍の賃金が得られるかを示す。

出典：第一生命作成資料より引用

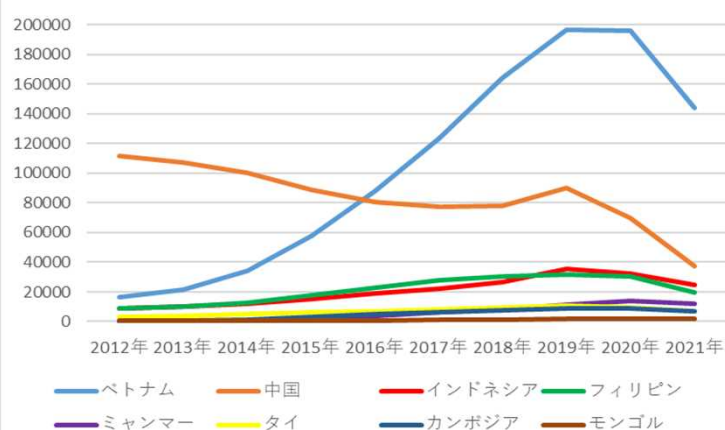
②ドイツ、韓国等 비해、平均賃金が横ばいな日本は相対的に魅力が低下している



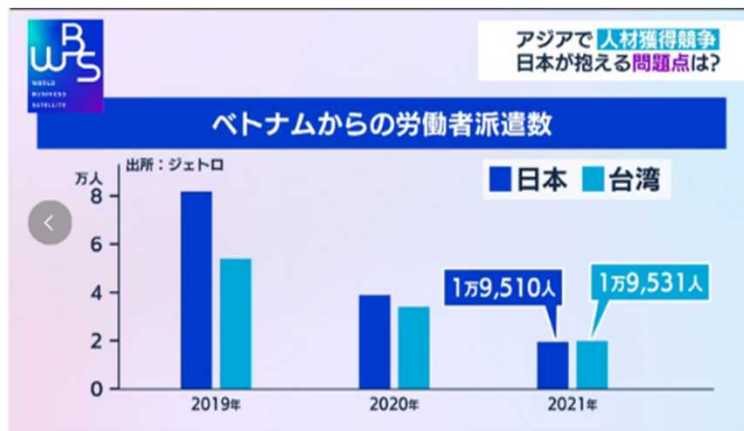
出典：OECD.Statを基に国交省作成

③技能実習生、特定技能外国人いずれも賃金差の小さい中国からの受入れが減り、比較的賃金差の大きいベトナムに置き換わっている。

## 技能実習生の国別受入人数



出典：在留外国人統計を基に国交省作成



【参考：テレビ東京系列ワールドビジネスサテライト(2022年5月20日)】  
「特定技能1号の資格を持つベトナム人の就労のサポートなどを行っている「MP研究会」の田中聡彦事務局長は、コロナ禍の2年間で取り巻く状況に予想外の変化が出てきたと話します。日本・韓国・台湾で競争というか、どこに行くかという選択肢になっている。ベトナムの送り出し機関の情報では現状、日本よりも台湾に行く人のほうが多い」



# 建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2021年：約7万人)で、近年増加傾向（ただし、実習制度であり就労制度ではない）
- 2015年から、オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、技能実習修了者を対象とした「外国人建設就労者受入事業」を開始（2022年度をもって終了予定）
- 特定技能外国人については、2019年度に制度が開始し、コロナ禍による入国制限の影響もあるものの、人数は増加中
- 2022年4月には、2号特定技能外国人が建設分野において初認定（コンクリート圧送職種）

## 建設分野に携わる外国人材

(単位：人)

|          | 2011    | 2012    | 2013    | 2014    | 2015    | 2016      | 2017      | 2018      | 2019      | 2020      | 2021      |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 全産業      | 686,246 | 682,450 | 717,504 | 787,627 | 907,896 | 1,083,769 | 1,278,670 | 1,460,463 | 1,658,804 | 1,724,328 | 1,727,221 |
| 建設業      | 12,830  | 13,102  | 15,647  | 20,560  | 29,157  | 41,104    | 55,168    | 68,604    | 93,214    | 110,898   | 110,018   |
| 技能実習生    | 6,791   | 7,054   | 8,577   | 12,049  | 18,883  | 27,541    | 36,589    | 45,990    | 64,924    | 76,567    | 70,488    |
| 外国人建設就労者 | —       | —       | —       | —       | 401     | 1,480     | 2,983     | 4,796     | 5,327     | 3,987     | 1,767     |
| 特定技能外国人  | —       | —       | —       | —       | —       | —         | —         | —         | 267       | 2,116     | 6,360     |

出典：外国人建設就労者は国交省調べ、特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）  
外国人建設就労者・特定技能外国人は年度末時点、その他は10月末時点の人数  
※2022年12月末時点では12776人。(1号特定技能外国人12768人、2号特定技能外国人8人)

## 1号特定技能外国人の受入状況（2022年3月末時点）

### 国籍別の状況

単位：人

| 国籍 | ベトナム  | フィリピン | 中国  | インドネシア | カンボジア | タイ | ミャンマー | ネパール | その他 | 合計    |
|----|-------|-------|-----|--------|-------|----|-------|------|-----|-------|
| 人数 | 4,547 | 601   | 406 | 370    | 141   | 88 | 113   | 38   | 56  | 6,360 |

### 職種別の状況

単位：人

| 職種 | とび    | 建設機械施工 | 型枠施工 | 鉄筋施工 | 内装仕上げ | 左官  | 建築大工 | 配管  | コンクリート圧送 | 建築板金 | 表装 | 屋根ふき | 保温保冷 | 鉄筋継手 | 土工 | 電気通信 | トンネル推進工 | 合計    |
|----|-------|--------|------|------|-------|-----|------|-----|----------|------|----|------|------|------|----|------|---------|-------|
| 人数 | 1,450 | 1,118  | 988  | 985  | 423   | 377 | 356  | 254 | 141      | 89   | 50 | 41   | 37   | 19   | 22 | 8    | 2       | 6,360 |

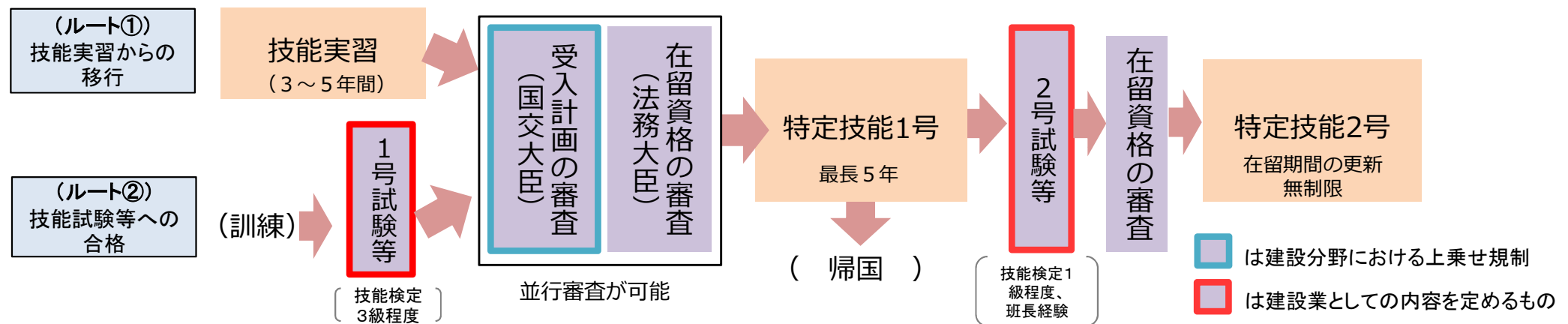


# 建設分野における特定技能制度の概要

## ○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのうちいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了（又は技能実習3号を修了）
- ②以下の試験の両方に合格
  - (a)技能評価試験：「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
  - (b)日本語試験：「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



## ○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
  - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
  - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
  - ③特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
  - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
  - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
  - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
  - ⑦国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等

# 【建設分野】業務区分の統合

## 業務区分の整理の概要

### 【見直し前】

- 業務区分が19区分と細分化されており、業務範囲が限定的
- 建設業に係る作業の中で特定技能に含まれないものがあり、該当専門工事業団体等から特定技能の対象に含めるよう要望あり



### 【見直し後】

※R4年8月30日閣議決定

- 業務区分を**3区分**に統合し、業務範囲を拡大
- 建設関係の技能実習職種を含む**建設業に係る全ての作業を新区分に分類**
- 特定技能外国人の安全性確保等の観点から、専門工事業団体と特定技能外国人受入事業実施法人の連携により**訓練・各種研修を充実**

## 業務区分整理

### 旧業務区分（19区分）

|      |          |    |
|------|----------|----|
| 建築板金 | 内装仕上げ    | 表装 |
| 建築大工 | コンクリート圧送 |    |
| 型枠施工 | 建設機械施工   |    |
| 鉄筋施工 | トンネル推進工  |    |
| とび   | 土工       |    |
| 屋根ふき | 電気通信     |    |
| 左官   | 鉄筋継手     |    |
| 配管   | 吹付ウレタン断熱 |    |
| 保温保冷 | 海洋土木工    |    |



### その他建設業に係る全ての作業

例：電気工事、塗装、防水施工等

### 1.土木区分

例：コンクリート圧送 とび  
建設機械施工 塗装等



### 2.建築区分

例：建築大工 鉄筋施工 とび 屋根ふき  
左官 内装仕上げ 塗装 防水施工等



### 3.ライフライン・設備区分

例：配管 保温保冷 電気通信 電気工事等



# 7. 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

---

# 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

## 委員

|    |        |                        |
|----|--------|------------------------|
| 座長 | 楠 茂樹   | 上智大学法学部 教授             |
|    | 榎並 友理子 | 日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長  |
|    | 恵羅 さとみ | 法政大学社会学部 准教授           |
|    | 大森 有理  | 弁護士                    |
|    | 西野 佐弥香 | 京都大学大学院工学研究科 准教授       |
|    | 原 昌登   | 成蹊大学法学部 教授             |
|    | 堀田 昌英  | 東京大学大学院工学系研究科 教授 (敬称略) |

第1回検討会の様子



## 主な検討事項

### ○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
  - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

### ○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
    - － 重層下請構造の適正化に向けた施工体制の「見える化」 など
  - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
    - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

## スケジュール

### 令和4年度

|        |     |               |
|--------|-----|---------------|
| 8月3日   | 第1回 | 論点整理          |
| 9月5日   | 第2回 | 事業者ヒアリング①     |
| 9月8日   | 第3回 | 事業者ヒアリング②     |
| 10月26日 | 第4回 | 価格変動への対応      |
| 11月16日 | 第5回 | 適正な施工体制の確保    |
| 12月27日 | 第6回 | 技能労働者の賃金等     |
| 2月6日   | 第7回 | とりまとめに向けた論点整理 |
| 3月1日   | 第8回 | とりまとめに向けた議論   |
| 年度内    |     | とりまとめ（予定）     |

## 高度経済成長期における業界構造

(参考)「ゼネコン5.0」アーサーDリトルジャパン 古田直也、南津和広、新井本昌宏

(参考)「現代の建築プロジェクト・マネジメント」建設プロジェクト運営方式協議会編 志手一哉・小菅健著

- 長期的な市場成長への展望を背景に、発注者との安定的な関係を構築・維持するため、追加費用の発生等のリスクを受注者側が積極的に引き受け。
- 発注者側も、工事の進め方や下請を含む外注方針について口を挟まず、納期通りに工事を完成してくれる、“なんとかしてくれる”ゼネコンとの良好な補完関係の構造・慣行に。
- ➡ 建設市場が成長を続ける間は、発注者・受注者双方にとって安定的に取引を継続することが最も合理的な行動であった。
- 請負とは完成物を引き渡すことで対価を得る契約。下請会社の選定や契約に関する裁量権を持つ元請会社のコストがブラックボックスであったとしても与えられた裁量の範囲。
- 発注者も、後に顕在化するようなリスクは元請会社に負担してもらいたい、調達原価を開示されても善し悪しを判断できない、多少の不測の事態は契約金額の中でやりくりしてもらいたい、と指向。
- ➡ 工事期間中に発生する不確実性を事前に見積もることは困難で、その分の費用を想定して工事金額に含まざるを得ないが、この予備費的な費用は、工事期間中に問題が生じなかった場合は、発注者に還元されない。

- ✓ バブル期以降建設投資額が減少すると、受注競争の激化等により、技能労働者等の賃金を含む工事原価へのしわ寄せが進み、技能労働者等の就労環境が悪化。
- ✓ 低成長時代になると、発注者・受注者の情報の非対称性は、発注者にとっては受注者に対するコスト不信感、受注者にとっては許容量を超えたりリスク負担を生み出すことに。



# 建設業の持続可能性を妨げる課題

## 資材価格の変動

- 工事原価がわかりづらい総価一式での請負契約では、建設資材価格の急激な変動への対応が困難。
- 価格高騰局面においては、経営状況の悪化や、そのしわ寄せが下位の下請に及ぶ恐れ。
- 価格下落局面においては、工事原価の低減があってもその利益が発注者に還元されることは少ない。

➤ 受発注者間で適切に価格変動リスクを分担するため、総価一式での請負契約という工事原価がわかりづらい契約のあり方について検討することが必要。

## 担い手確保

- 建設技能者の高齢化が著しく、新規入職者を確保する必要。
- 日本全体では人口減少が始まり、特に若年労働者は建設業に限らずどの産業においても引く手あまた。将来的に労働力人口が減少していくことは避けがたい状況。
- 賃金については、CCUSなどの処遇改善に向けた取組が進む中、設計労務単価が11年連続で上昇する一方で、建設技能者の平均年収はその伸びに及んでいないとの意見も。

➤ 設計労務単価相当の賃金の行きわたりを徹底させるため、重層下請構造が元下間の請負代金に与える影響や、重層下請構造の適正化についても、考えていく必要。

➤ 建設技能者の処遇改善により担い手を確保すると同時に、生産性の向上により労働力の減少を補うことも必要。

## 基本的な考え方

請負契約の透明性を高める取組などを通じて適切な協議プロセスを確保し、建設生産プロセス全体での適切なリスク分担と価格変動への対応を目指す。

重層下請構造は結果であり、下請次数を何次までと数字で区切ることは必ずしも適当ではないが、重層化した下請構造の中で果たすべき役割や責任を明確にするとともに、品質や安全性、賃金行き渡りなどで問題が生じないように措置する。

責任の所在や役割を明確にするため、重層化した下請構造を可視化し適切に管理することとし、ICTの利用を原則として制度化。その中で、現場管理の効率化の観点からCCUSの利用についても制度化。

閑散期に仕事を得るため、建設技能者の処遇を改善せず、法定福利費を適切に負担しないような企業が低価格を打ち出すことに対し、競合する他企業も価格を下げざるを得ない状況では、処遇改善を進める優良な企業から、価格競争の中で不利な状況に置かれることになるため、優良な企業が伸びていける、立派な企業だから儲かる仕組みとして、労務費の圧縮を原資とした不当廉売を制限。

労務費の圧縮を原資とする不当廉売を制限し、時間当たりの賃金を下げることができない環境とすることで時間当たりの施工量（生産性）の向上を促すと共に、生産性や品質で競うことができる環境の整備を目指す。

## 契約締結時に係る検討の方向性

- ▶ **民間建設工事標準請負契約約款（民間約款）の原則的利用の促進**
  - ➔ 民間約款の利用を促進するため、受発注者ガイドラインにおいて、「民間約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」である旨を明記。
- ▶ **価格変動に伴う請負代金額の変更を求める条項（民間約款第31条）の契約書への明示**
  - ➔ 民間約款第31条が請負契約から削除されないようにするため、建設業法第19条第1項第8号の趣旨を「請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかということについての定め」と明確化。
- ▶ **見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供**
  - ➔ 受発注者間の情報の非対称性を解消するため、注文者から受注者に対する情報提供義務（建設業法第20条の2）と同様に、見積り時や契約締結前に、受注者から注文者に対し、建設生産のプロフェッショナルとしての立場から、請負契約の前提となる計画や設計の熟度、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などから想定される、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報提供を制度化。
- ▶ **受注者による、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムの明示**
  - ➔ 受発注者間の情報の非対称性を解消するため、請負代金の内訳として、上記情報提供を踏まえた上で通常予想されるリスクに対応する予備的経費や、これ以外に特別に予想されるリスクに対応するリスクプレミアムの金額を明示することを制度化。
- ▶ **透明性の高い新たな契約手法として、コストプラスフィー契約を選択肢の1つに**
  - ➔ 契約の透明性を高めるため、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款の制定をめざし、請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

## 契約締結後に係る検討の方向性

- **価格変動時における優越的地位の濫用の考え方の明示**
  - ➔ 協議を促すため、公正取引委員会による「発注者の方が立場が強く受注者からは言い出しにくいことが多いので、発注者が積極的に協議の場を設けることが適切」等の考え方を周知。
- **建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者へ拡大**
  - ➔ 受発注者間での協議の実効性を担保するため、建設業法第19条の3に違反した際の国土交通大臣による勧告の対象を民間事業者に拡大、建設業者に対する監督処分の対象に第19条の3違反を追加。
- 勧告に至らない事案であっても、**必要に応じて公表**
  - ➔ 建設請負契約の適正化に係る情報の整理・公表を制度化するとともに、組織体制を整備。



# とりまとめ 概要案(重層下請構造①)【議論用】

## 建設現場における責任の所在や役割の明確化、品質の確保に向けた対応の方向性

- ▶ **建設生産のプロフェッショナルである受注者として、適正な契約を締結する責務を明示**
  - ➔ 適正な契約の締結を促すため、受発注者ガイドラインにおいて、建設生産のプロフェッショナルである受注者として、適正な請負代金、工期等を内容とする請負契約を締結する責務を明示。
- ▶ **書面ベースからICTを活用した現場管理へと移行し施工体制を「見える化」、CCUSの活用促進**
  - ➔ 施工体制を「見える化」することで責任の所在や役割を明確にするため、国が、ICTの活用を念頭に建設工場の現場を適切に管理するための指針を作成し、遵守を求める。
  - ➔ 生産性を向上させる観点から、ICTの活用を前提として現場管理に必要な書面の削減を図るとともに、CCUSのデータ標準化、API連携などを通じた他システムとの連携により、効果的・効率的な現場管理が実現するよう、国によるデータ関係基盤の整備やデータの標準化を促進。
- ▶ **現場単位での時間外労働時間の適切な管理**
  - ➔ 元請が下請企業に対し、建設技能者の時間外労働を適切に管理するよう指導する立場にあることを明確化。
- ▶ **技能者個人の技能や下請企業の施工力の見える化による、建設生産物の「質の見える化」**
  - ➔ 建設生産物の質で選ばれるようにすることを目指し、CCUSによる技能者個人の技能評価に加え、下請企業の施工力についても評価し「見える化」すべく取り組む。
- ▶ **下請を含む建設生産プロセス全体での、労働条件改善、環境配慮等の情報のディスクロース**
  - ➔ 建設技能者の労働条件改善や、環境への配慮など、建設業の持続可能性に配慮した調達基準をガイドラインとして作成。発注者や元請がガイドラインを尊重するための環境を整備。
- ▶ **受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限**
  - ➔ 受注者に対しても、工期に関する基準への抵触や、時間外労働規制に抵触する等、著しく短い工期による請負契約を制限。



## 賃金行き渡りへの対応の方向性

- ▶ 受注者による、「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約（不当廉売）の制限
  - ➔ 低価格競争を制限するため、受注者に対し、「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約を制限。併せて、材工分離により労務費を明示した標準見積書や請負代金内訳書の使用を推進。
- ▶ 中央建設審議会による「通常必要と認められる原価」となる労務費（単価）の勧告
  - ➔ 「通常必要と認められる原価」としての労務費が設計労務単価相当であることを明示するため、中央建設審議会が設計労務単価を基に「標準労務費（単価）」を勧告。
- ▶ 賃金行き渡りの観点から、設計労務単価相当の賃金支払いへのコミットメント（表明保証）
  - ➔ 「標準労務費（単価）」に基づく適正な賃金が支払われるよう、受注者が、請負契約において、不当廉売を行っていない旨の誓約と技能労働者に対する設計労務単価相当の適正な賃金支払いを誓約する形でコミットメントが得られるよう制度化。
- ▶ 公共工事における賃金行き渡りの前提として、適正な予定価格の設定、ダンピング対策等の実施
  - ➔ 公共工事品確法の主旨にのっとり、公共発注者による適正な予定価格の設定、適切なダンピング対策の実施を求める。地方公共団体に対しては、適切に契約実務を行うよう、国から働きかけ。
- ▶ 受注能力強化に向けた、CCUSも活用した多能工の活用
  - ➔ 賃金行き渡りに向けた原資を通年で確保するため、受注能力強化に向けて、CCUSも活用しつつ、多能工の評価、多能工を育成し活用する仕組み等について検討を深める。
- ▶ 閑散期に、副業などの形で、他社の工事現場において働くためのルールづくり
  - ➔ 通年で収入を確保するため、建設技能者個人が閑散期に他社の工事現場で働きやすくなるよう、副業などの働き方に関するガイドラインを作成。